

平成 20 年度警察庁委託調査研究報告書

常習飲酒運転者に講すべき  
安全対策に関する調査研究

報 告 書

平成 21 年 3 月

# 目 次

はじめに .....	1
第1章 飲酒運転再犯者に関する実態調査 .....	2
第1節 調査研究委員会の設置 .....	2
1 設置目的 .....	2
2 委員 .....	2
3 開催状況 .....	3
第2節 質問紙調査（アンケート）の実施 .....	4
1 目的 .....	4
2 対象者 .....	4
3 内容 .....	4
4 調査実施の際の主な条件 .....	4
5 質問紙調査結果 .....	5
第3節 面接調査の実施 .....	16
1 目的 .....	16
2 対象者 .....	16
3 内容 .....	17
4 調査実施の際の主な条件 .....	17
5 面接調査結果 .....	18
第4節 医師による診断の実施 .....	27
1 目的 .....	27
2 対象者 .....	27
3 内容 .....	27
4 診断を実施した医師 .....	27
5 診断実施の際の主な条件 .....	27
6 医師の診断結果 .....	28
第5節 飲酒運転違反に係る再犯率調査の実施 .....	34
1 方法 .....	34
2 算出条件 .....	35
3 再犯率調査結果 .....	36

第2章 諸外国における飲酒運転再犯者に対する対策の調査	37
1 諸外国における飲酒運転に係る再犯率の状況等	37
2 諸外国における飲酒運転違反者に対する講習等再犯防止教育の状況 及び諸外国におけるアルコール依存症等の運転者への対策の状況	43
第3章 本調査研究のまとめ	49
第1節 調査結果の分析	49
1 質問紙調査結果の分析	49
2 面接調査結果の分析	51
3 医師による診断結果の分析	53
4 再犯率調査結果の分析	53
5 文献等調査結果の分析	53
第2節 本調査研究委員会による提言	54
1 処分者講習の現状	54
2 講習の改善の方向性	54
3 具体的改善方策	56
4 今後の課題	57
5 長期的課題	57
巻末資料（調査票）	59
質問紙調査の調査票	59
面接調査の調査票	67
医師の診断による調査票（アルコール使用障害調査票）	76
巻末資料（基礎集計資料）	103
質問紙調査	103
面接調査	112
再犯率調査	118

## はじめに

飲酒運転の再犯の防止に関しては、道路交通の安全という観点から、飲酒運転をした者の運転免許を取り消すなどして道路交通の場から排除することが基本であるが、アルコール依存症やそれに至っていない問題飲酒者、さらには飲酒行動に問題はないものの規範意識が弱く飲酒運転を行う者について、飲酒運転を防止するという観点からのアプローチも重要である。

政府においても、平成19年4月に「飲酒運転の根絶について」（交通対策本部決定）が改訂され、常習飲酒運転者対策のための連携強化を図るため、「常習飲酒運転者対策推進会議」が設置され、同年12月には同会議において、運転免許の処分者講習の内容の充実、常習飲酒運転者等の実態や常習飲酒運転者に講ずべき安全対策についての調査研究の実施等を内容とする「常習飲酒運転者対策の推進について」が決定、20年1月には同決定に基づく取組みの実施が「飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について」（交通対策本部決定）に盛り込まれることとなった。

こうした中、警察が行う飲酒運転違反者等に対する処分者講習等の在り方を見直し、その内容を充実させることが、常習飲酒運転者対策として大きな課題となっている。

本調査研究は、20年度及び21年度の2か年での実施を予定しており、初年度の20年度は、停止処分者講習及び取消処分者講習（以下「処分者講習」という。）の受講者に対し、アンケートや面接による実態調査を実施し、とりわけ過去に講習の受講経験を有するものについて、「なぜ過去に講習を受けたにもかかわらず飲酒運転を繰り返してしまったのか」、「飲酒運転を繰り返させないために現行の講習にどういった内容が足りないのか」などの観点から、過去の講習効果が発揮されなかった原因を調査し、講習効果の検証と内容の改善に向けた検討を行う。

# 第 1 章

## 飲酒運転再犯者に関する実態調査

## 第1章 飲酒運転再犯者に関する実態調査

### 第1節 調査研究委員会の設置

#### 1 設置目的

調査研究に当たり、調査方法、調査結果の分析、これを踏まえた提言内容について検討するため、調査研究委員会を設置した。

#### 2 委員

調査研究委員会は委員長以下11名で構成され、運転者教育や犯罪心理の専門家、アルコール依存症の専門医、自動車教習所関係者等から適任者を委員として選任した。

#### 【調査研究委員会】

委員長	石田 敏郎	早稲田大学人間科学学術院 人間情報科学科教授
委 員	樋口 進	独立行政法人国立病院機構 久里浜アルコール症センター副院長
	妹尾 栄一	財団法人東京都医学研究機構 東京都精神医学総合研究所 嗜癖行動研究チーム
	羽柴 和明	尾久自動車学校副管理者講習部長
	荻原 豊	京急茅ヶ崎自動車学校指導検定課長
	西田 泰	財団法人交通事故総合分析センター 研究部担当部長
	岡村 和子	科学警察研究所交通科学部 交通科学第二研究室主任研究官
	秀島 文明	警視庁交通部運転免許本部 運転者教育課講習第一係長
	長澤 進市	神奈川県警察本部運転免許本部 試験課課長補佐
	樋口 誠	警察庁交通局運転免許課課長補佐
	中村 典義	警察庁交通局運転免許課課長補佐

### 3 開催状況

- (1) 第1回委員会（平成20年10月29日）  
今後の研究方針、作業スケジュール、各調査方法等について検討した。
- (2) 第2回委員会（平成20年12月25日）  
各調査結果の検討及び次年度調査研究での実施課題等について検討した。
- (3) 第3回委員会（平成21年3月5日）  
これまでの調査研究をとりまとめ、報告書案について検討を行い、これを決定した。

## 第2節 質問紙調査（アンケート）の実施

### 1 目的

飲酒運転違反者及び飲酒運転再犯者の特徴を把握するために実施した。

### 2 対象者

質問紙調査の対象者は、警視庁府中試験場並びに神奈川県警察本部二俣川試験場及び横浜交通安全センターにおける停止処分者講習（短期・中期・長期）及び取消処分者講習の受講者とし、目標数を3,000名とした。

停止処分者講習は、処分内容に応じて、短期（6時間）、中期（10時間）、長期（12時間）に分かれる。

### 3 内容

概ね20分程度で回答可能な分量とし、既存の実施事例等を参考に次の項目を設定した。

回答者の属性

飲酒運転の回数や頻度

飲酒運転違反経験、飲酒事故経験

アルコール依存症のスクリーニングテスト

処分者講習の受講経験の有無

アルコール依存症による通院歴

質問紙調査の調査票は、巻末資料に示すとおりである。

### 4 調査実施の際の主な条件

- (1) 事前に本調査研究の趣旨、内容等を講習受講者に十分説明した上で、任意に協力を得られた者に対して調査を実施した。
- (2) 講習の妨げとならないよう、休憩時間に実施した。

## 5 質問紙調査結果

### (1) 調査対象の構成

警視庁及び神奈川県警における停止処分者講習（短期 2,492 名・中期 885 名・長期 707 名）及び取消処分者講習（137 名）の受講者 4,221 名に対して、質問紙調査の協力を求めたところ、3,498 名（短期 1,950 名・中期 826 名・長期 615 名、取消 107 名）の回答を得られた。（回答率 82.9%）

飲酒運転違反者は 177 名で、質問紙調査の回答者数 3,498 名のうち 5.0% を占めた。このうち、飲酒運転再犯者は 102 名で、質問紙調査の回答者数 3,498 名のうち 2.9% を占めた。

なお、飲酒運転再犯者 102 名は、飲酒運転違反者 177 名の 57.6% を占めている。

### 調査対象の構成

分類	警視庁	神奈川県警	合計
処分者講習等の受講者数	1,855	2,366	4,221
質問紙調査の回答者数	1,548	1,950	3,498
飲酒運転違反者数	75	102	177
	4.8%	5.2%	5.0%
飲酒運転再犯者数	41	61	102
	2.6%	3.1%	2.9%

飲酒運転違反者数と 飲酒運転再犯者数の下段の数字の割合は  
質問紙調査の回答者数に対して占める割合

#### 飲酒運転違反者

今回、飲酒運転で取締りを受け、講習を受講している者とした。なお、その該当者は、質問 4 の「今回の受講の際の行政処分の理由はどれですか」を「2. 酒気帯び運転又は酒酔い運転」と答えている者とした。

#### 飲酒運転再犯者

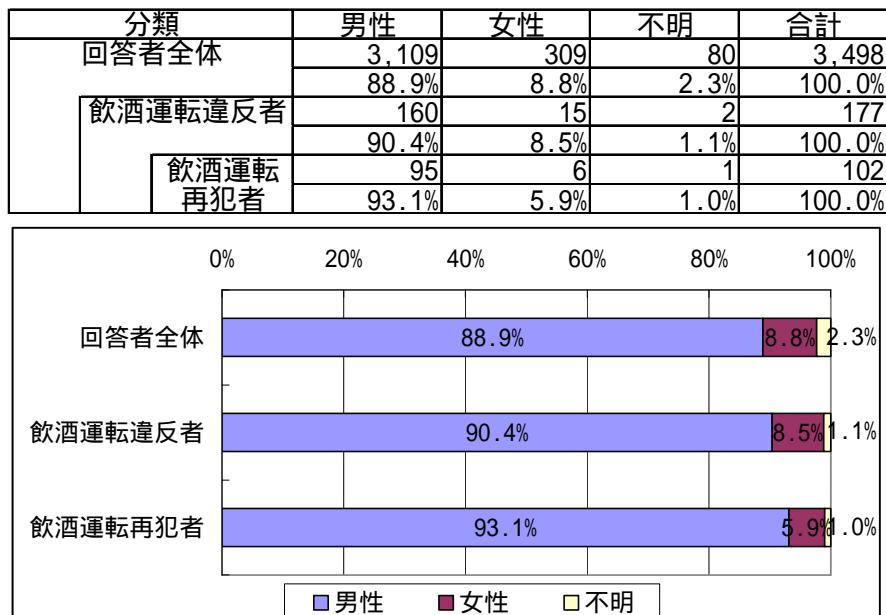
上記の飲酒運転違反者のうち、質問 7 の B 5 の「あなたは過去に飲酒運転の違反をして警察に捕まったことがありますか」を「1. 飲酒運転をして警察に捕まったことがある」と答えている者とした。

## (2) 属性

### ア 性別

回答者全体、飲酒運転違反者、飲酒運転再犯者のいずれにおいても男性が多く、それぞれ、男性が回答者全体で 88.9%、飲酒運転再犯者で 93.1%を占めた。

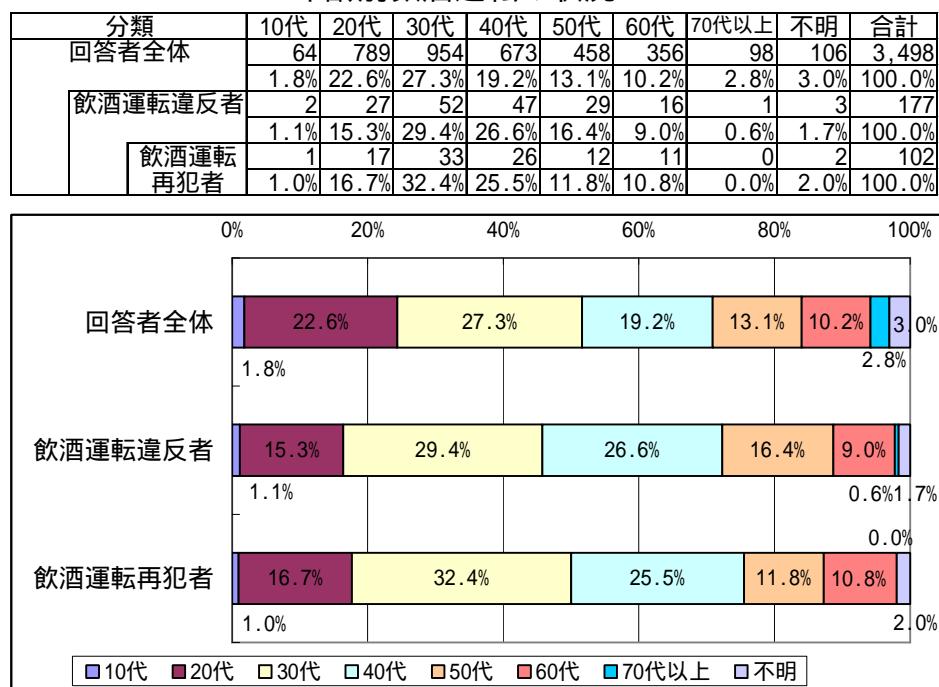
性別飲酒運転の状況



### イ 年齢

回答者全体では、30 代が 27.3%と最も多く、次いで多いのは 20 代で 22.6%を占めた。飲酒運転再犯者では、30 代が 32.4%と最も多く、次いで多いのは 40 代で 25.5%を占めた。

年齢別飲酒運転の状況

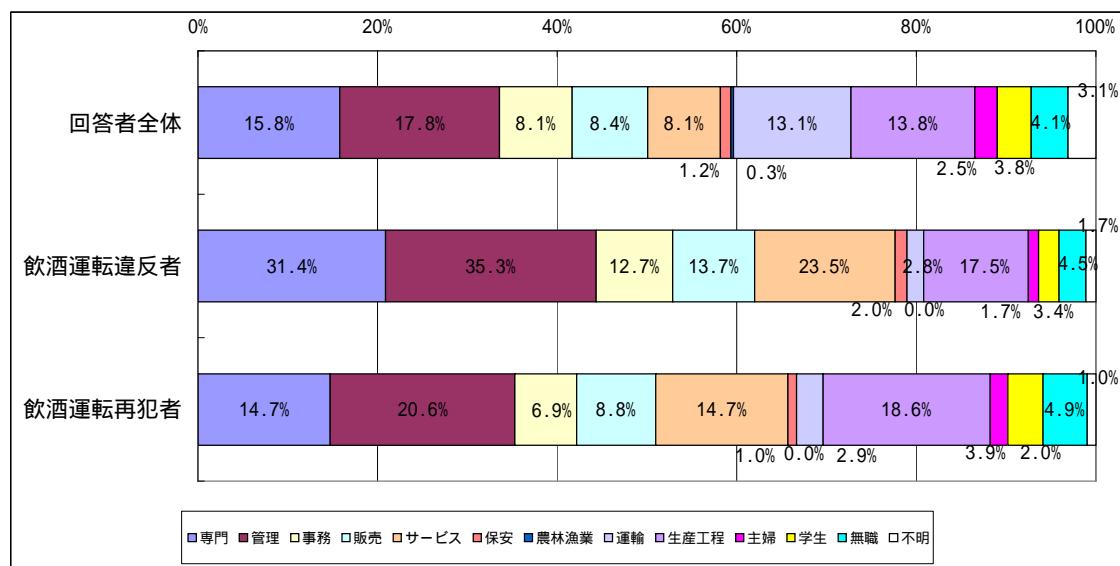


## ウ 職業

回答者全体では、管理的職業従事者が17.8%と最も多く、次いで、専門的、技術的職業従事者15.8%となった。また、飲酒運転再犯者では、管理的職業従事者が20.6%と最も多く、次いで、生産工程・労務作業者が18.6%を占めた。

### 職業別飲酒運転の状況

分類	専門	管理	事務	販売	サービス	保安	農林漁業	運輸	生産工程	主婦	学生	無職	不明	合計
回答者全体	552	623	283	294	282	42	10	458	483	87	132	143	109	3,498
	15.8%	17.8%	8.1%	8.4%	8.1%	1.2%	0.3%	13.1%	13.8%	2.5%	3.8%	4.1%	3.1%	100.0%
飲酒運転違反者	32	36	13	14	24	2	0	5	31	3	6	8	3	177
	31.4%	35.3%	12.7%	13.7%	23.5%	2.0%	0.0%	2.8%	17.5%	1.7%	3.4%	4.5%	1.7%	100.0%
飲酒運転再犯者	15	21	7	9	15	1	0	3	19	2	4	5	1	102
	14.7%	20.6%	6.9%	8.8%	14.7%	1.0%	0.0%	2.9%	18.6%	2.0%	3.9%	4.9%	1.0%	100.0%



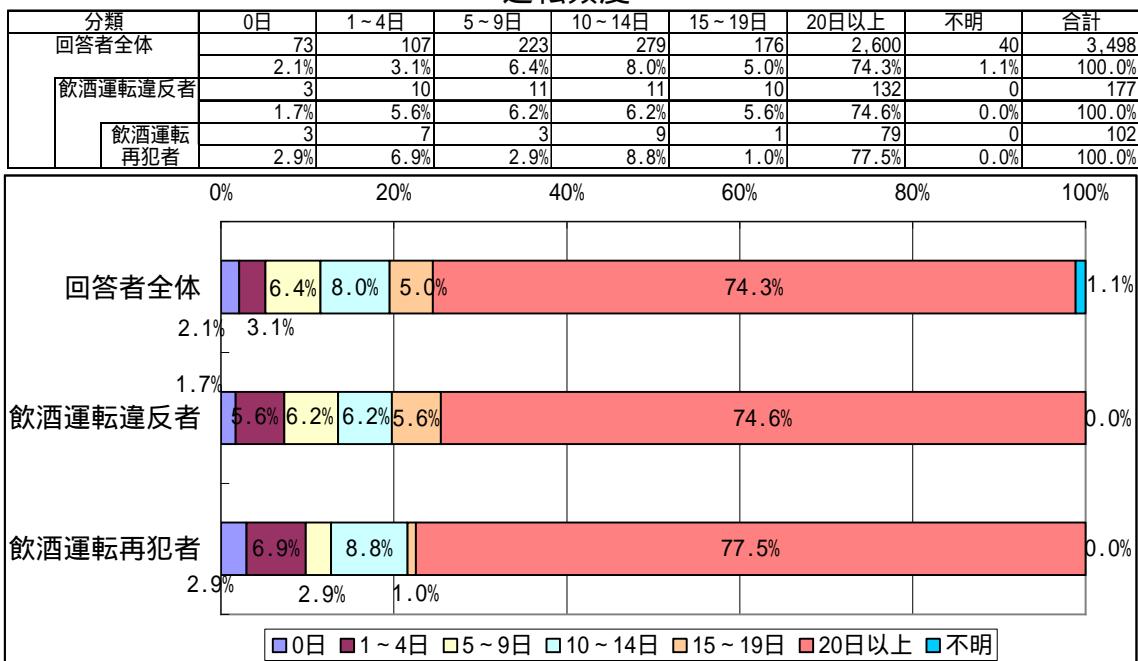
### 職業の凡例

- 専門：専門的、技術的職業従事者（医師、弁護士、建築士など）
- 管理：管理的職業従事者（会社経営者、会社管理職など）
- 事務：事務従事者（会社事務系職員、事務系公務員など）
- 販売：販売従事者（小売業店主、スーパー・デパート販売員など）
- サービス：サービス職業従事者（飲食店・ホテル従業員・理容師など）
- 保安：保安職業従事者（警察官、消防士、自衛官、警備員など）
- 農林漁業：農林漁業作業者（農林・漁業・林業従事者など）
- 運輸：運輸・通信従事者（バス・タクシー・トラック運転手など）
- 生産工程：生産工程・労務作業者（工業勤務者、大工、建設作業員など）

## 工 1か月当たりの運転頻度

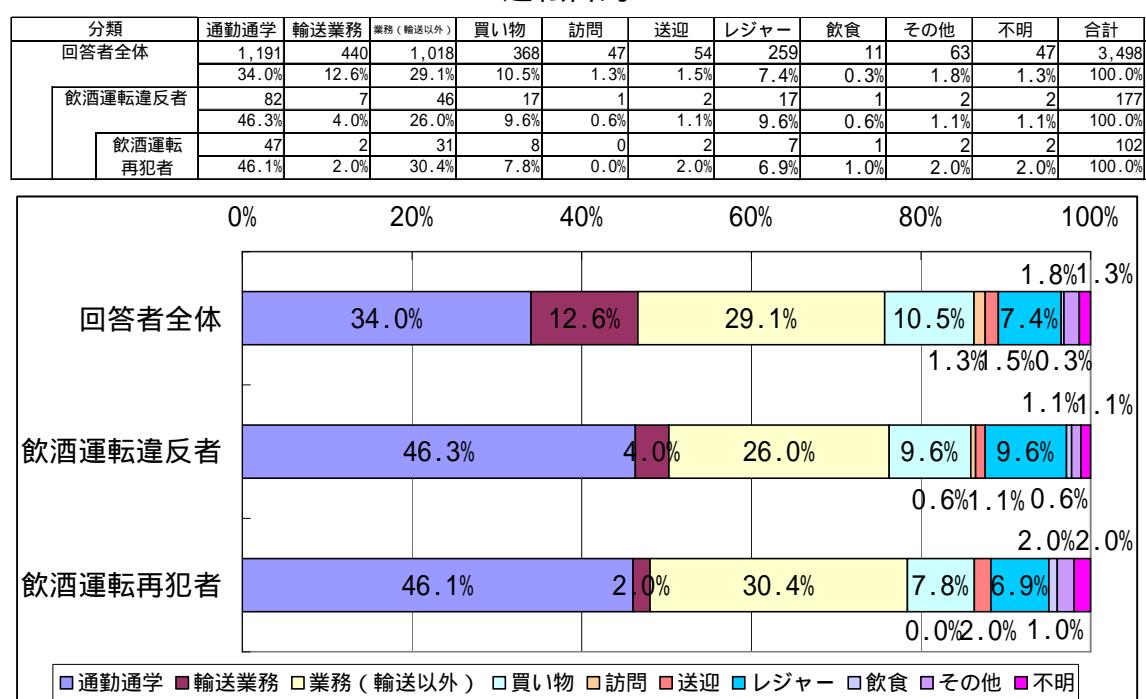
運転頻度は、回答者全体、飲酒運転再犯者とも、20日以上が70%以上を占めた。

運転頻度



回答者全体では、通勤通学が34.0%と最も多く、次いで多いのは、業務（輸送以外）で29.1%を占めた。また、飲酒運転再犯者についても同様に、通勤通学が46.1%と最も多く、次いで多いのは業務（輸送以外）で、30.4%を占めた。

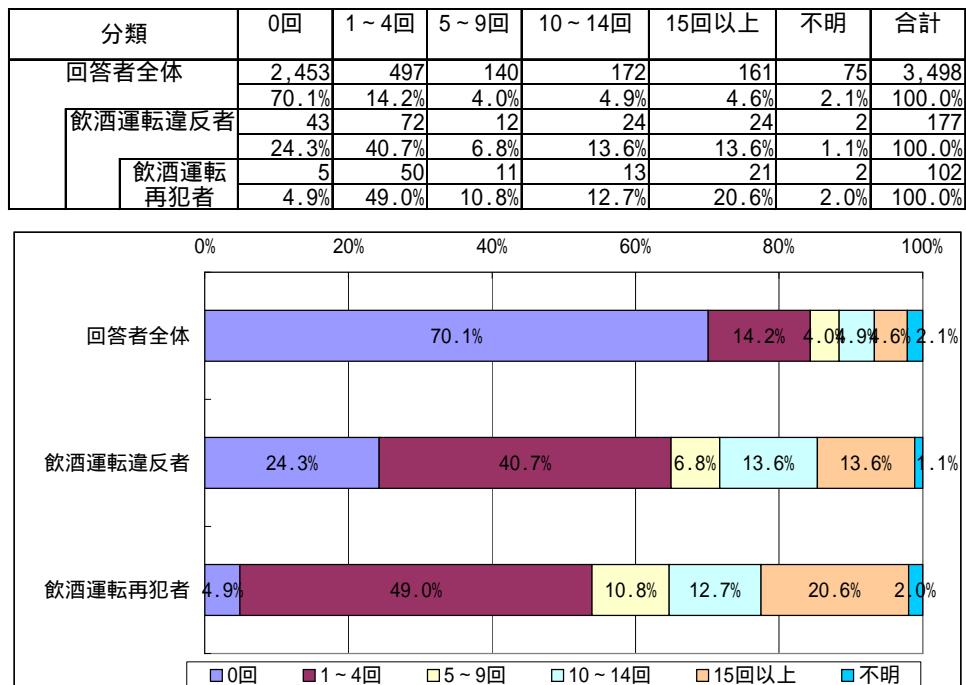
運転目的



### (3) 飲酒運転の回数や頻度

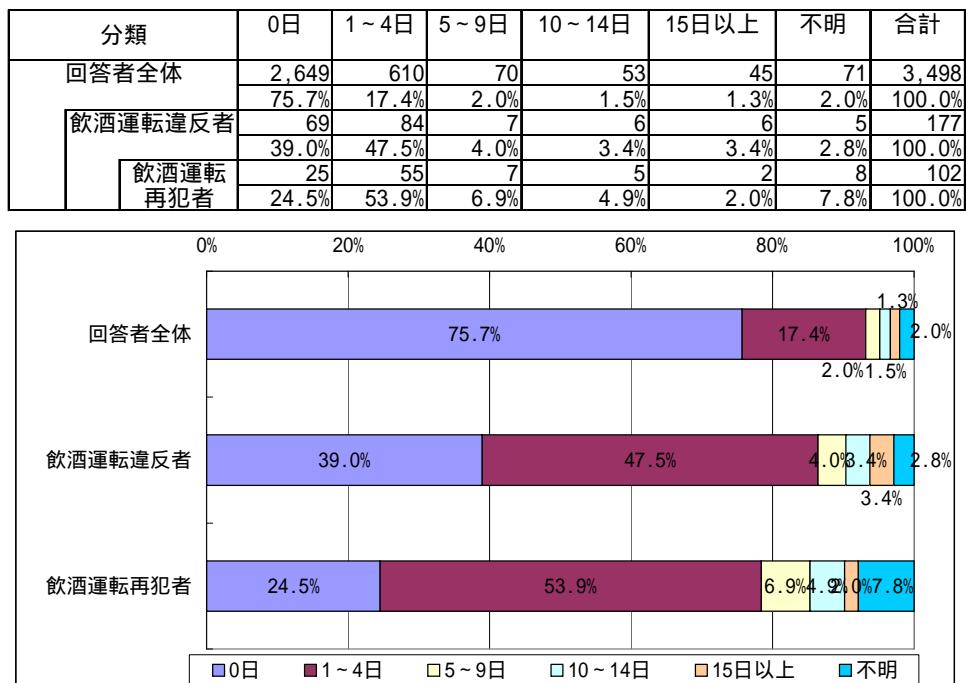
過去の飲酒運転の回数は、回答者全体では、0回が70.1%と最も多い。一方、飲酒運転再犯者では、1～4回が49.0%と最も多いが、これに次いで、15回以上といった者が20.6%を占めた。

飲酒運転の回数



飲酒運転の回数は警察の取締りを受けたか否かにかかわらないものである  
過去に最も多いときの飲酒運転の頻度は、1ヶ月に何日くらいかと質問した結果、回答者全体では、0日が75.7%と最も多いが、飲酒運転再犯者では、1～4日が53.9%と最も多い。

飲酒運転の頻度

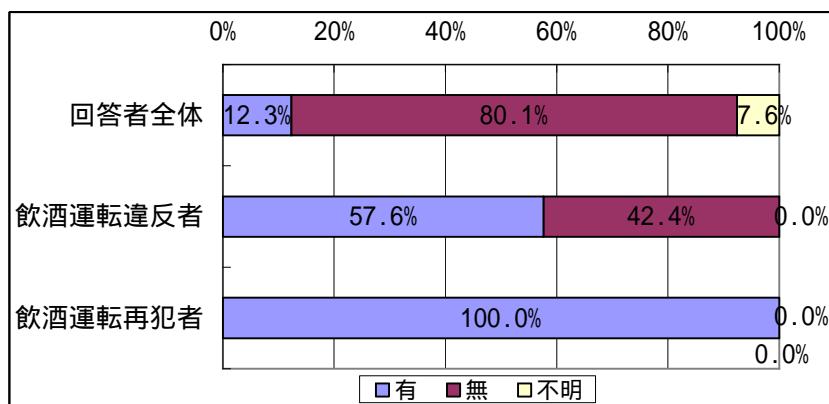


#### (4) 飲酒運転違反経験・事故経験

過去、飲酒運転違反で警察に検挙されたことがある者の割合は、回答者全体では 12.3% であった。

過去において、飲酒運転違反で警察に検挙されたことの有無

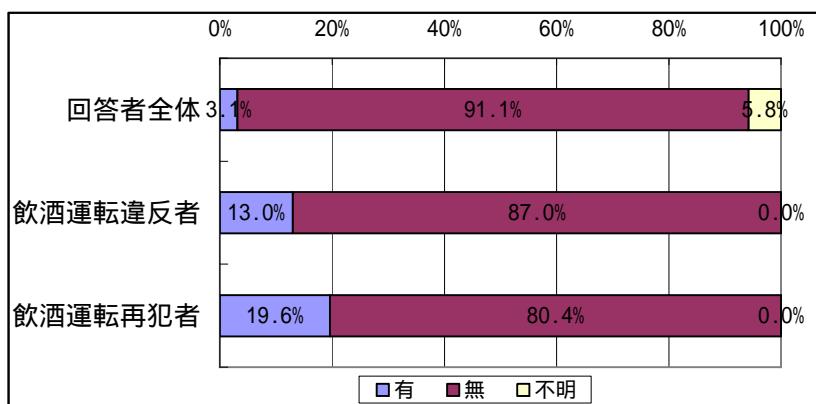
分類	有	無	不明	合計
回答者全体	431	2,801	266	3,498
	12.3%	80.1%	7.6%	100.0%
飲酒運転違反者	102	75	0	177
	57.6%	42.4%	0.0%	100.0%
飲酒運転再犯者	102	0	0	102
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%



飲酒運転が原因となった交通事故を起こしたことがある者の割合は、回答者全体で 3.1%、飲酒運転再犯者で 19.6% であった。

過去において飲酒運転が原因となった交通事故を起こしたことの有無

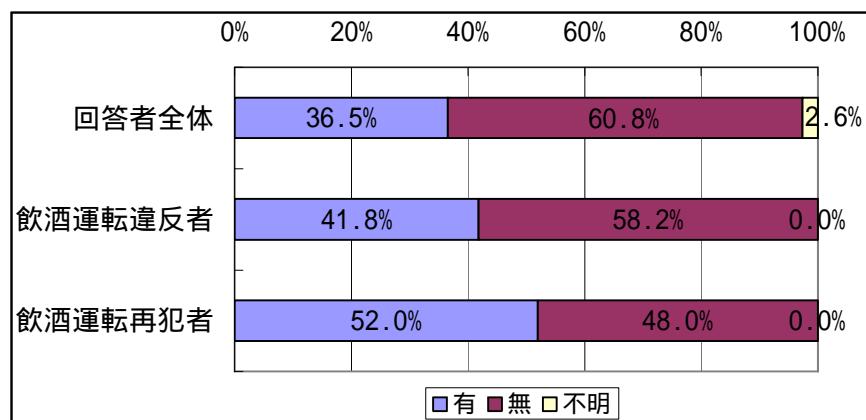
分類	有	無	不明	合計
回答者全体	109	3,187	202	3,498
	3.1%	91.1%	5.8%	100.0%
飲酒運転違反者	23	154	0	177
	13.0%	87.0%	0.0%	100.0%
飲酒運転再犯者	20	82	0	102
	19.6%	80.4%	0.0%	100.0%



飲酒をしている者の車への同乗をした経験がある者の割合は、回答者全体で 36.5%、飲酒運転再犯者で 52.0% であった。

#### 飲酒をしている者の車への同乗をした経験の有無

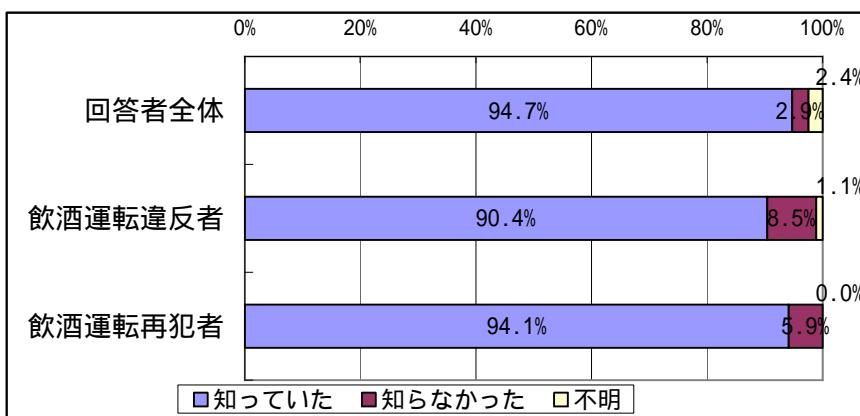
分類	有	無	不明	合計
回答者全体	1,278	2,128	92	3,498
	36.5%	60.8%	2.6%	100.0%
飲酒運転違反者	74	103	0	177
	41.8%	58.2%	0.0%	100.0%
飲酒運転 再犯者	53	49	0	102
	52.0%	48.0%	0.0%	100.0%



飲酒運転をした場合、非常に重い刑事罰や行政処分を受ける場合があることを知らない者の割合は、回答者全体で 2.9%、飲酒運転再犯者では 5.9% であった。

#### 飲酒運転をした場合非常に重い刑事罰や行政処分を受ける場合があることに対する知識の有無

分類	知っていた	知らなかった	不明	合計
回答者全体	3,313	100	85	3,498
	94.7%	2.9%	2.4%	100.0%
飲酒運転違反者	160	15	2	177
	90.4%	8.5%	1.1%	100.0%
飲酒運転 再犯者	96	6	0	102
	94.1%	5.9%	0.0%	100.0%



(5) 処分者講習の受講経験の有無及び過去の受講時の行政処分の理由

過去に処分者講習を受講したことがある者は 1,957 名で、回答者の 55.9% を占めた。このうち、飲酒運転を理由に過去に処分者講習を受けた者は 154 名であり、27 名 (17.5%) の者は、講習を受けたにもかかわらず、再び飲酒運転を行っている。

過去の受講時の行政処分の理由

分類	今回が初めて 酒気帯び運 転・酒酔い運 転以外の理由	酒気帯び運転 又は酒酔い運転	不明	合計
回答者全体	1,234	1,803	154	307
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
飲酒運転違反者	71	74	27	5
	5.8%	4.1%	17.5%	1.6%
飲酒運転 再犯者	29	42	27	4
	2.4%	2.3%	17.5%	1.3%
				100.0%

本質問項目の結果については、回答者全体を 100 として、飲酒運転違反者、飲酒運転再犯者の割合を算出した。

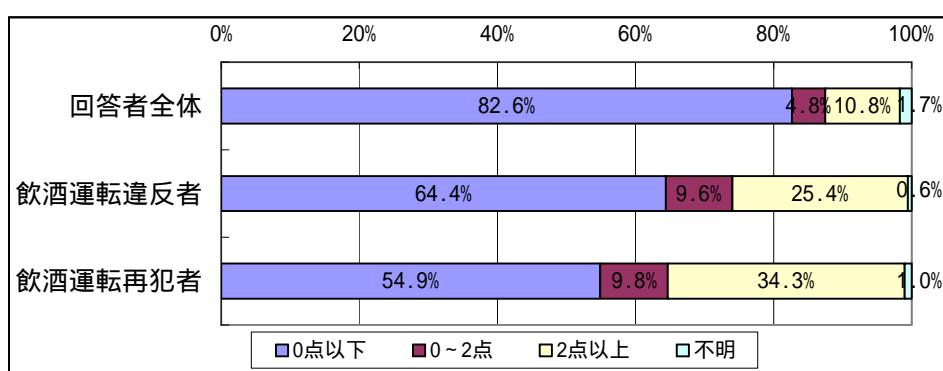
## (6) アルコール依存症のスクリーニングテスト

K A S Tによるアルコールスクリーニングテストの結果、アルコール依存症の疑いのある者（2点以上）は、回答者全体で10.8%、飲酒運転再犯者で34.3%となった。

K A S Tが2点以上であればアルコール依存症の疑いがあるとされる

### K A S Tによるスクリーニングテスト

分類	0点以下	0～2点	2点以上	不明	合計
回答者全体	2,891	169	378	60	3,498
	82.6%	4.8%	10.8%	1.7%	100.0%
飲酒運転違反者	114	17	45	1	177
	64.4%	9.6%	25.4%	0.6%	100.0%
飲酒運転 再犯者	56	10	35	1	102
	54.9%	9.8%	34.3%	1.0%	100.0%

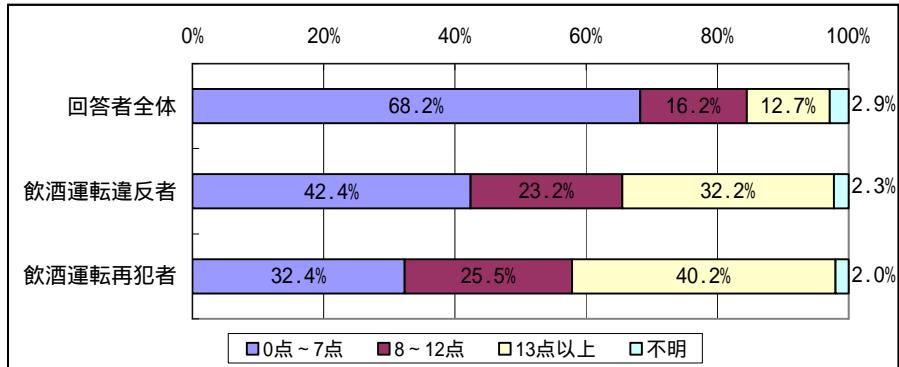


A U D I Tによるアルコールスクリーニングテストの結果、危険な飲酒行動のある者（8点以上）は、回答者全体で28.9%、飲酒運転再犯者では65.7%となった。また、アルコール依存症の疑いのある者（13点以上）は、回答者全体で12.7%、飲酒運転再犯者では40.2%となった。

A U D I Tが8点以上であれば、危険な飲酒行動の疑い、13点以上であればアルコール依存症の疑いがあるとされる

### A U D I Tによるスクリーニングテスト

分類	0点～7点	8～12点	13点以上	不明	合計
回答者全体	2,387	568	443	100	3,498
	68.2%	16.2%	12.7%	2.9%	100.0%
飲酒運転違反者	75	41	57	4	177
	42.4%	23.2%	32.2%	2.3%	100.0%
飲酒運転 再犯者	33	26	41	2	102
	32.4%	25.5%	40.2%	2.0%	100.0%

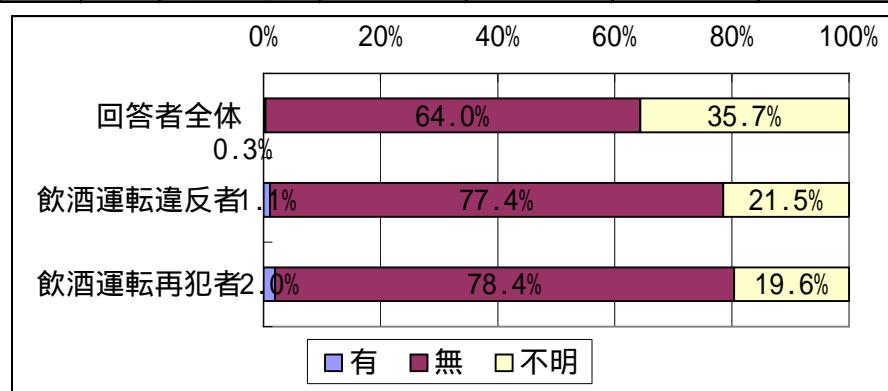


## (7) アルコール依存症による通院歴

アルコール依存症の治療のため、病院に通院したことのある人の割合は、回答者全体、飲酒運転再犯者とも低い値であるが、飲酒運転再犯者では、2.0%と若干高くなった。

アルコール依存症の治療のため、病院に通院したことの有無

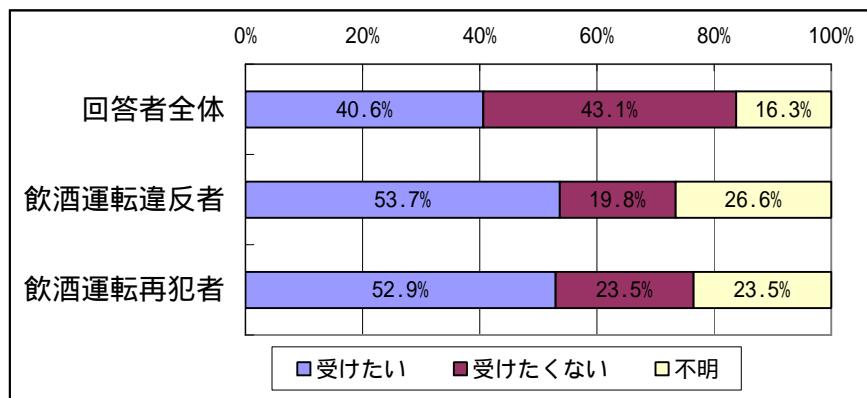
分類	有	無	不明	合計
回答者全体	12	2,238	1,248	3,498
	0.3%	64.0%	35.7%	100.0%
飲酒運転違反者	2	137	38	177
	1.1%	77.4%	21.5%	100.0%
飲酒運転再犯者	2	80	20	102
	2.0%	78.4%	19.6%	100.0%



アルコール依存症の疑いがあると知れば、病院で治療を受けたい人の割合は、回答者全体で 40.6%、飲酒運転再犯者で 52.9% を占めた。

アルコール依存症の疑いがあると知れば、病院で治療を受けたいかどうか

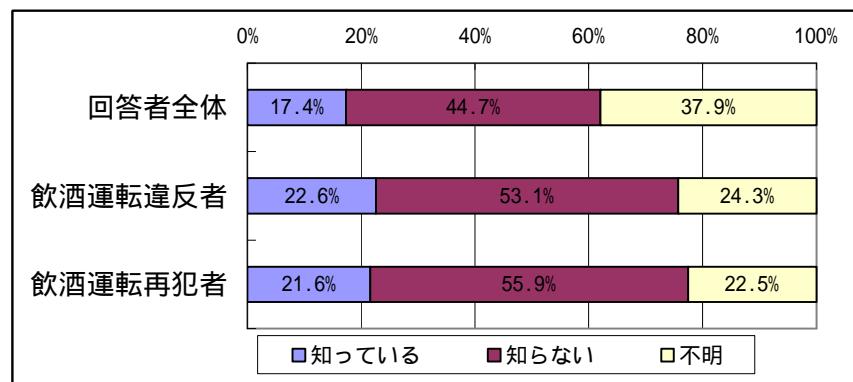
分類	受けたい	受けたくない	不明	合計
回答者全体	1,420	1,509	569	3,498
	40.6%	43.1%	16.3%	100.0%
飲酒運転違反者	95	35	47	177
	53.7%	19.8%	26.6%	100.0%
飲酒運転再犯者	54	24	24	102
	52.9%	23.5%	23.5%	100.0%



アルコール依存症の治療等について相談に行く窓口を知っている人の割合は、回答者全体で 17.4%、飲酒運転再犯者で 21.6% となった。

アルコール依存症の治療等について相談に行く窓口があること

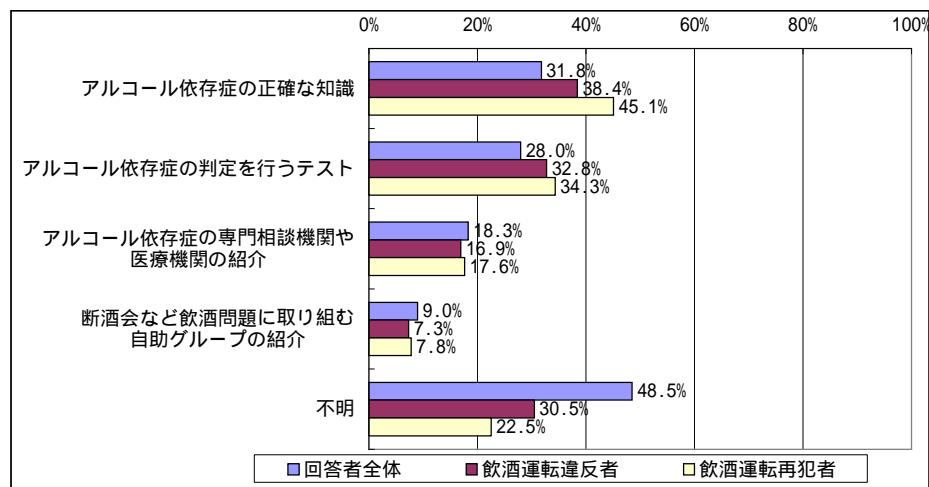
分類	知っている	知らない	不明	合計
回答者全体	607	1,564	1,327	3,498
	17.4%	44.7%	37.9%	100.0%
飲酒運転違反者	40	94	43	177
	22.6%	53.1%	24.3%	100.0%
飲酒運転 再犯者	22	57	23	102
	21.6%	55.9%	22.5%	100.0%



講習であったほうがよい内容については、アルコール依存症の正確な知識を挙げる人の割合が最も多く、飲酒運転再犯者では 45.1% を占めた。

#### 講習であったほうがよい内容

分類	アルコール依存症の正確な知識	アルコール依存症の判定を行うテスト	アルコール依存症の専門相談機関や医療機関の紹介	断酒会など飲酒問題に取り組む自助グループの紹介	不明	合計
回答者全体	1,112	979	641	314	1,697	3,498
	31.8%	28.0%	18.3%	9.0%	48.5%	100.0%
飲酒運転違反者	68	58	30	13	54	177
	38.4%	32.8%	16.9%	7.3%	30.5%	100.0%
飲酒運転 再犯者	46	35	18	8	23	102
	45.1%	34.3%	17.6%	7.8%	22.5%	100.0%



### 第3節 面接調査の実施

#### 1 目的

飲酒運転の再犯を行う原因を明らかにするために実施した。

#### 2 対象者

面接調査の対象者は、停止処分者講習（中期・長期）又は取消処分者講習（飲酒学級を含む）の受講者のうち、過去に停止処分者講習（中期・長期）及び取消処分者講習の受講経験を有する者を、質問紙調査の結果を用いて、下表に示す条件により抽出した。面接調査の対象者の抽出は、目標数は90名とし、飲酒運転再犯者を第1、次いで過去受講者とした。

なお、面接調査は、アンケート調査の後に実施したため、講習の2日目にこれを行ったことから、講習が1日で終了する停止処分者講習（短期）の受講者は対象としなかった。

面接調査を受ける対象者の抽出方法

分類	飲酒運転再犯者		過去受講者
	再犯	再犯	
	過去に飲酒運転を行い、飲酒運転を理由に講習を受け、今回も飲酒運転を行い、講習を受けている	過去に飲酒運転を行い警察の取締りを受けたが、停止処分者講習を受けず、今回は飲酒運転を行い、講習を受けている	過去に飲酒運転の違反を行い、飲酒運転を理由に講習を受けたが、今回は飲酒運転以外の理由で講習を受けている者のうち、警察の取締りを受けたか否かにかかわらず、飲酒運転を過去に1回以上行ったことがある者
質問紙調査の該当質問での回答内容	4「2」 7B5「1」 8C2「3」	4「2」 7B5「1」 8C2「1, 2」	4「1」 7B5「1」 8C2「3」 7B3「1回以上」

### 3 内容

概ね 30 分程度で回答可能な分量とし、既存の実施事例を参考に次の項目を設定した。

飲酒運転の危険性に関する知識の有無

飲酒運転をした理由

飲酒運転を繰り返した再犯理由

前回講習で記憶に残っている内容

前回講習後の自己の運転に対する評価

飲酒運転違反に対する反省意識

面接調査で使用した調査票は、巻末資料に示すとおりである。

### 4 調査実施の際の主な条件

- (1) 事前に本調査研究の趣旨、内容等を十分説明した上で、任意に協力を得られた者に対して実施し、協力を得られた者に対しては、謝礼として商品券（1,000 円分）を交付した。
- (2) 講習の妨げにならないよう、講習の第 2 日目の昼食時間に実施した。
- (3) 面接者は、対象者の真意を引き出し、適切な対応をするため、不特定多数の者に対し、アンケート調査を実施したことのある者のうち、本調査研究の委員である岡村和子氏から、交通違反を行った者に質問する際の注意事項について、事前の説明を受けた者とした。

## 5 面接調査結果

### (1) 調査対象の構成

質問紙調査結果から抽出された面接調査の対象者である飲酒運転再犯者 102 名では、47 名の協力を得られ（協力率 46.1%）面接調査の対象者である過去受講者 123 名では、47 名の協力を得られた（協力率 38.2%）。

これら面接調査の協力を得られた 94 名は、質問紙調査の回答者数の 2.7%を占める。

調査対象の構成

分類		警視庁	神奈川県警	合計
処分者講習等の受講者数		1,855	2,366	4,221
質問紙調査の回答者数		1,548	1,950	3,498
面接調査の対象者数	飲酒運転再犯者	41	61	102
	過去受講者	63	60	123
	合計	104	121	225
面接調査の回答者数	飲酒運転再犯者	31	16	47
	過去受講者	37	10	47
	合計	68	26	94

#### 面接調査の回答者

##### 飲酒運転再犯者

- ・過去に飲酒運転を行い、飲酒運転を理由に講習を受け、今回も飲酒運転を行い講習を受けている者
- ・過去に飲酒運転を行い警察の取締りを受けたが、停止処分者講習を受けず、今回は飲酒運転を行い、講習を受けている者

##### 過去受講者

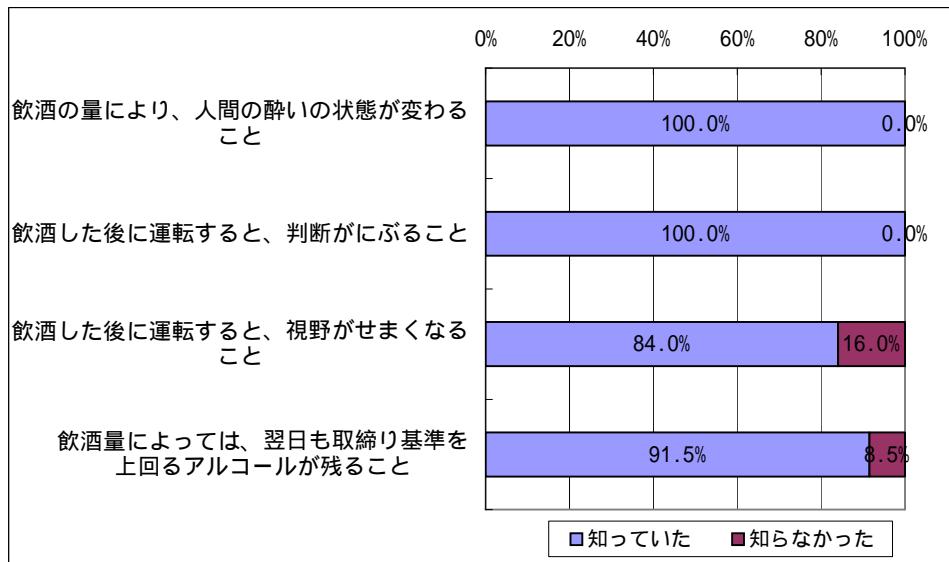
- ・過去に飲酒運転の違反を行い、飲酒運転を理由に講習を受けたが、今回は飲酒運転以外の理由で講習を受けている者のうち、警察の取締りを受けたか否かにかかわらず、飲酒運転を過去に1回以上行ったことがある者

(2) 飲酒運転の危険性に関する知識の有無

飲酒運転の危険性に関する知識のうち、「飲酒の量により人間の酔いの状態が変わること」と「飲酒した後に運転すると、判断がにぶること」は、ほとんどの者に知られていたが、「飲酒した後に運転すると、視野が狭くなること」と「飲酒量によっては翌日も取締り基準を上回るアルコールが残ること」は、それぞれ 84.0%、91.5%の者がこれを知らなかった。

飲酒運転の危険性に関する知識の有無

	知っていた	知らなかつた	合計
飲酒の量により、人間の酔いの状態が変わること	94	0	94
	100.0%	0.0%	100.0%
飲酒した後に運転すると、判断がにぶること	94	0	94
	100.0%	0.0%	100.0%
飲酒した後に運転すると、視野がせまくなること	79	15	94
	84.0%	16.0%	100.0%
飲酒量によっては、翌日も取締り基準を上回るアルコールが残ること	86	8	94
	91.5%	8.5%	100.0%



自由回答では、運転動作が変わることや人の精神や体力に影響を与えることを挙げる者もいた。また、飲酒運転の危険性を認識していないことを挙げる者もいた。

自由回答で得られた飲酒運転の危険性に関する知識の内容

運転動作が変わること

運転が荒くなる	12
スピードを出す	9

人の精神や体力に影響を与えること

気分が高揚する(テンションが高くなる)	10
眠くなる	8
集中力が低下する	2

飲酒運転の危険性を認識していないこと

運転が上手になった気がする	1
---------------	---

### (3) 飲酒運転をした理由

飲酒運転をした理由を回答が多い者の順に分類すると、次のとおりである。

飲酒運転をした理由

No	回答内容	件数	割合
1	捕まったことがないので大丈夫だと思った	13	12.9%
2	飲酒運転に対する認識が甘かった	11	10.9%
3	目的地が近かった	9	8.9%
4	飲酒してから時間たったので大丈夫だと思った	9	8.9%
5	次の日に仕事で使うから	8	7.9%
6	他の交通手段で帰るのが面倒くさい	7	6.9%
7	他の交通手段がなかった	6	5.9%
8	接待で使うから	6	5.9%
9	仮眠すれば大丈夫だと思った	5	5.0%
10	飲酒量が少なかったので大丈夫だと思った	4	4.0%
11	飲酒運転はいけないと思ったが欲求に負けた	4	4.0%
12	飲酒をすると気が大きくなってしまうから	4	4.0%
13	代行・タクシーはお金がかかるので、仕方なく運転した	3	3.0%
14	飲酒運転をしているという自覚がなかったから	3	3.0%
15	飲酒運転をしても大きな問題になると思わなかったから	2	2.0%
16	遠方にいくので車が必要だったから	2	2.0%
17	事故を起こさない自信があった	1	1.0%
18	代行が面倒くさいから	1	1.0%
19	酔い覚ましに行く途中で、仕方がなかったから	1	1.0%
20	急いで仕方がなかったから	1	1.0%
21	前日に飲酒を控えられなかった	1	1.0%
合計		101	100.0%

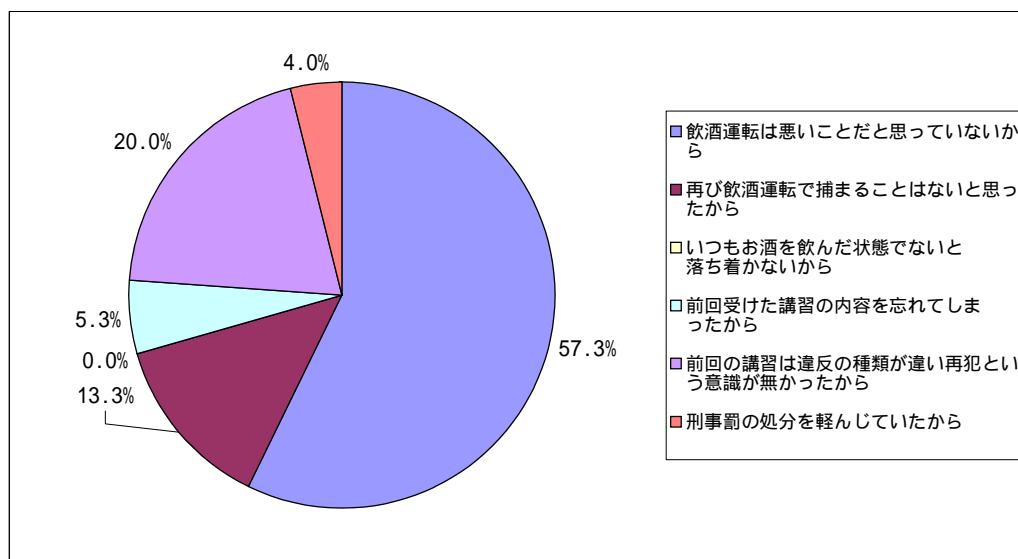
複数回答であり、合計は 94 を超えている。

#### (4) 飲酒運転を繰り返した再犯理由

飲酒運転を繰り返した再犯理由は、飲酒運転は悪いことだと思っていない者の割合が最も高く、57.3%を占めた。

飲酒運転を繰り返した再犯理由

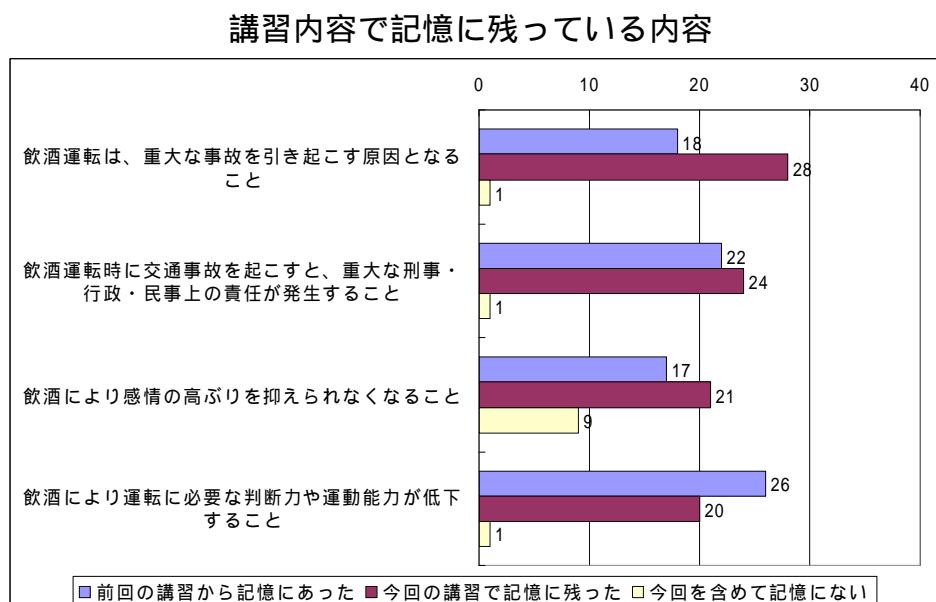
飲酒運転は悪いことだと思っていないから	再び飲酒運転で捕まることはないとと思ったから	いつもお酒を飲んだ状態でないと落ち着かないから	前回受けた講習の内容を忘れてしまったから	前回の講習は違反の種類が違い再犯という意識が無かったから	刑事罰の処分を軽んじていたから	合計
43	10	0	4	15	3	75
57.3%	13.3%	0.0%	5.3%	20.0%	4.0%	100.0%



未回答だった 19 名を除いた 75 名で作成

## (5) 前回の講習で記憶に残っている内容

講習内容で記憶に残っている内容では、「飲酒により感情の高ぶりを抑えられなくなること」について、記憶に残っていない人が9名と、他の内容に比べて多い。



自由回答では、事故を紹介したビデオの内容が記憶に残っている人が47名中25名と多い。

## 自由回答で得られた記憶に残っている内容

事故を紹介したビデオの内容	25
事故を起こすと家族や他人に迷惑をかけること	5
安全運転の大切さに関すること	4
コース上での技能診断	4
事故の悲惨さに関すること	3
適性テスト	3
シミュレーターでの運転	1
特がない	2

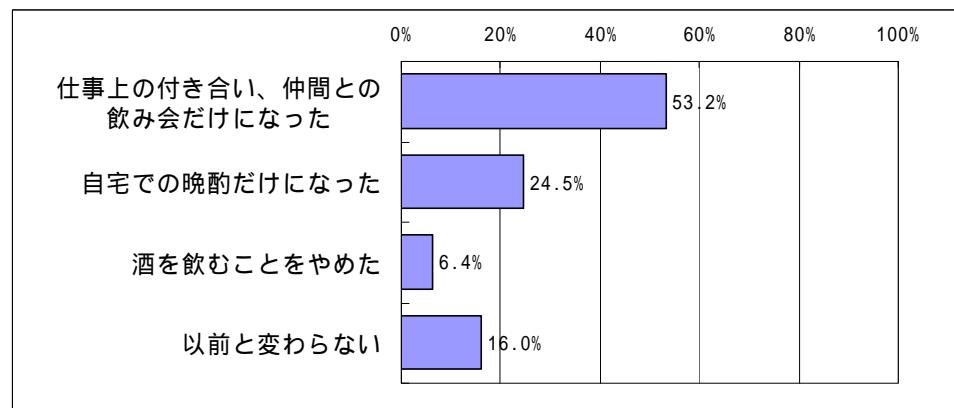
面接調査回答者のうち、再犯受講者47名の集計結果を示す

## (6) 前回の講習後の自己の運転に対する評価

お酒を飲む機会については、仕事上の付き合い、仲間との飲み会だけになったという人が最も多く、53.2%を占めた。

お酒を飲む機会について

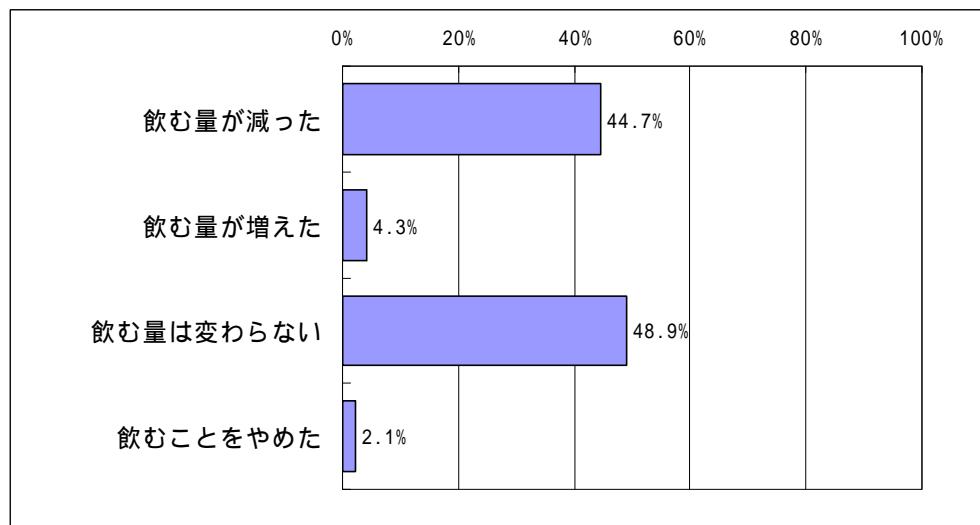
仕事上の付き合い、仲間との飲み会だけになった	自宅での晩酌だけになった	酒を飲むことをやめた	以前と変わらない	合計
50	23	6	15	94
53.2%	24.5%	6.4%	16.0%	-



お酒を飲む量については、量が減ったと、変わらないという人がほぼ同じ割合になっている。

お酒を飲む量について

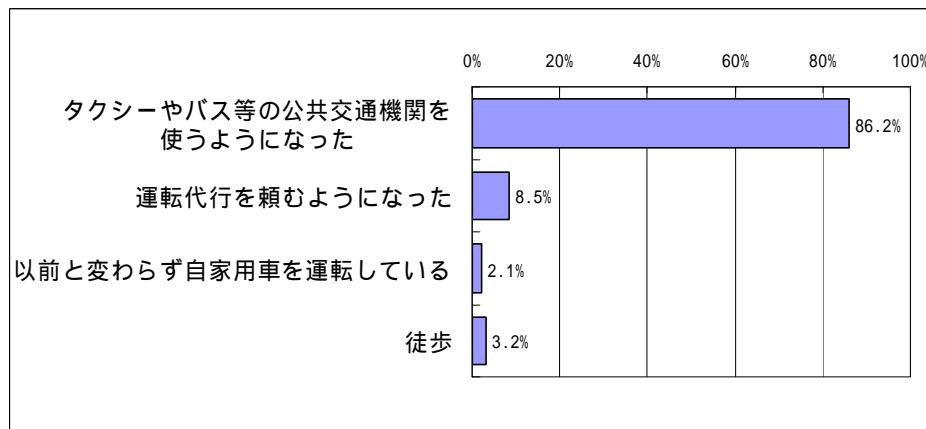
飲む量が減った	飲む量が増えた	飲む量は変わらない	飲むことをやめた	合計
42	4	46	2	94
44.7%	4.3%	48.9%	2.1%	-



飲酒後、帰宅するときの移動手段について、タクシーやバス等の公共交通機関を使うようになった人が最も多く、86.2%を占めた。

#### 飲酒後、帰宅するときの移動手段について

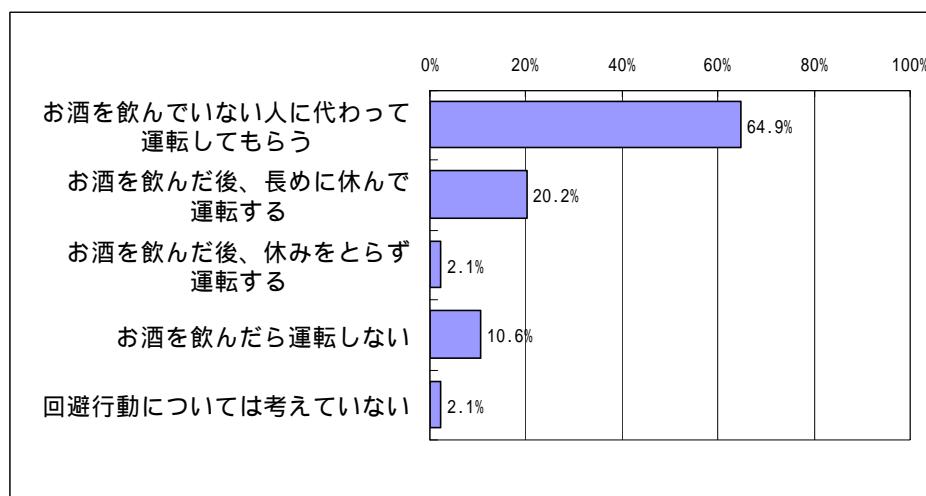
タクシーやバス等の公共交通機関を使うようになった	運転代行を頼むようになった	以前と変わらず自家用車を運転している	徒歩	合計
81	8	2	3	94
86.2%	8.5%	2.1%	3.2%	-



飲酒運転回避行動については、お酒を飲んでいない人に代わって運転してもらう人が最も多く、64.9%を占めた。

#### 飲酒運転回避行動について

お酒を飲んでいない人に代わって運転してもらう	お酒を飲んだ後、長めに休んで運転する	お酒を飲んだ後、休みをとらず運転する	お酒を飲んだら運転しない	回避行動については考えていない	合計
61	19	2	10	2	94
64.9%	20.2%	2.1%	10.6%	2.1%	-

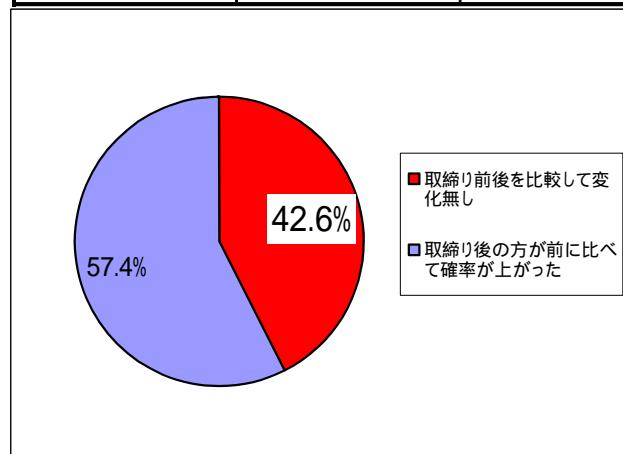


## (7) 飲酒運転違反に対する反省意識

回答者 94 名のうち、40 名 (42.6%) の者が、飲酒運転の取締りの後も、依然として警察の取締りにあう確率は変わらないと回答した。

取締りに会う確率に対する認識の変化

取締り前後を比較して変化無し	取締り後の方が前に比べて確率が上がった	合計
40	54	94
42.6%	57.4%	100.0%

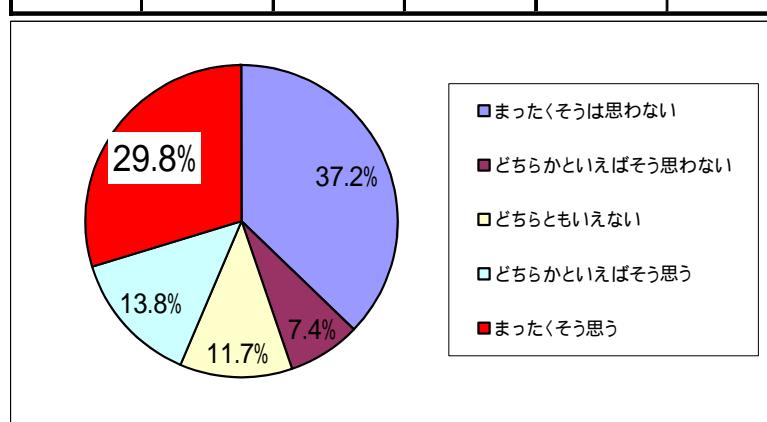


一方、酒が抜けるまで運転しないというのは、実際には難しいと思うと答えた者が、29.8%存在した。

飲酒運転に対する意見

(酒が抜けるまで運転しないというのは、実際には難しいと思うか)

まったくそうは思わない	どちらかといえばそう思わない	どちらともいえない	どちらかといえばそう思う	まったくそう思う	合計
35	7	11	13	28	94
37.2%	7.4%	11.7%	13.8%	29.8%	100.0%



## 第4節 医師による診断の実施

### 1 目的

個々に臨床判断を行った結果と質問紙調査及び面接調査の結果との相関を把握するために実施した。

### 2 対象者

面接調査を実施した者の中から、アルコール依存症の疑いのある者を抽出し、受診の承諾が得られた者とし、目標数を30名とした。

### 3 内容

アルコール依存症の専門医等の協力を得て、個々に臨床判断を行い、アルコール依存症であるか否かについて判定した。

臨床判断においては、アルコール依存症の診断に関して最も詳細で信頼性があるとされる「SSAGA」の一部を本調査用に改変して使用した。

医師の診断で使用したアルコール使用障害調査票は、巻末資料に示すとおりである。

SSAGA : Semi-structured Assessment for the Genetics of Alcoholism, Version  
診断の厳密さを確認するため、研究目的で使用する診断方法である。本調査研究においては、「アルコール使用障害調査票」と称した。

### 4 診断を実施した医師

診断は、独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センター樋口医師及びその紹介のあったアルコール依存症を診断する専門医が行った。

### 5 診断実施の際の主な条件

- (1) 医師の診断の受診者に対しては、事前に本調査研究の趣旨、内容等を十分説明した上で、任意に協力を得られた者に対して実施し、協力を得られた者に対しては、謝礼として現金(5,000円)と、自宅から診断会場までの交通費を交付した。
- (2) 診断は、受講日とは別途、日時及び場所を指定して実施した。

## 6 医師の診断結果

### (1) 調査対象の構成

面接調査を受けた者のうち、アルコールスクリーニングテストの結果に基づき、アルコール依存症の疑いのある者を医師の診断の対象者として抽出した。アルコール依存症の疑いのある者の判定基準は、質問紙調査のアルコールスクリーニングテストのK A S Tで2点以上か、A U D I Tで8点以上とした。(なお、K A S Tで2点以上であれば、アルコール依存症の疑いがあり、A U D I Tで8点以上であれば危険な飲酒行動の疑いがあるとされる。)

しかし、面接調査を実施した者では、協力する者が少なかったため、平成20年12月9日からは、アルコールスクリーニングテストの結果、アルコール依存症の疑いのある者の判定基準を満たしている場合には、医師の診断の対象者として抽出した。

その結果、医師の診断の対象者として110名を抽出し、18名の協力が得られた。(協力率16.4%)

<調査対象の構成>

分類	対象者	協力者	協力率
面接調査を受けた者のうち アルコールスクリーニングテストの結果 アルコール依存症の疑いがあった者 (平成20年11月11日～12月22日)	67名	10名	14.9%
アルコールスクリーニングテストの結果 アルコール依存症の疑いのある者 (平成20年12月9日～12月22日)	43名	8名	18.6%
合計	110名	18名	16.4%

### (2) アルコール依存症の診断結果

18名の受診者のうち、6名はアルコール依存症の診断がなされた。また、アルコール依存症ではないが、有害な使用である者が1名、アルコール乱用である者が3名、有害な使用かつアルコール乱用である者が4名という診断がなされた。

なお、アルコール依存症、有害な使用、アルコール乱用とは、次の状態にある者を示す。

## アルコール依存症

大切にしていた家族、仕事や自分の健康などよりも飲酒をはるかに優先させるような状態。具体的には、飲酒のコントロールができない、離脱症状がみられる、アルコールが自分の健康を害していることがわかっているのに止められない、などの症状がみられる。

## 有害な使用

飲酒により健康面の障害が出ているが、依存症には至っていない状態。

## アルコール乱用

飲酒により主に社会面での障害が出ているが、依存症には至っていない状態。

### <医師による診断結果と質問紙調査でのスクリーニングテスト結果>

No	年齢	受講者の分類 再犯・過去 <sup>1</sup>	医師による診断結果				質問紙調査での スクリーニングテスト結果	
			ICD-10	DSM-IV	ICD-10	DSM-IV		
1	43	再犯					-0.6	15
2	28	再犯					6.4	24
3	44	再犯					-4.9	11
4	59	過去					-5.3	9
5	56	再犯					-6.1	15
6	48	過去					-5.9	10
7	65	再犯					-5.9	15
8	26	過去					5.2	21
9	47						-5.2	21
10	74						2.7	11
11	27	再犯					5.4	9
12	38	-					-5.9	10
13	39						-0.2	8
14	21	-					-6.1	9
15	59	-					-0.4	12
16	57	-					-0.8	13
17	45	過去					7.1	24
18	58						0	18

1 「再犯」とは、飲酒運転再犯者（18ページ参照）をいう。

「過去」とは、過去受講者（18ページ参照）をいう。

2 「-」は、平成20年12月9日以降、アルコールスクリーニングテストの結果  
アルコール依存症の疑いがあった者

3 K A S T : 2点以上でアルコール依存症の疑い

4 A U D I T : 13点以上でアルコール依存症の疑い

5 色の凡例 : 8点以上で危険な飲酒行動の疑い

- : ■ アルコール依存症（6名）
- : □ 有害な使用かつアルコール乱用（4名）
- : ▨ 有害な使用（1名）
- : ▲ アルコール乱用（3名）

アルコール依存症、有害な使用、アルコール乱用の診断基準は、世界保健機関（以下、WHOと略す）の「ICD-10（精神と行動の障害）」又はアメリカ精神医学会制定の「DSM- - - TR（診断と分類のためのマニュアル第4版改訂版）」のいずれかに該当する者とした。

なお、ICD-10とDSM- - - TR両方を用いたのは、診断の精度を上げるためにある。

#### アルコール依存症の診断基準

アルコール依存症の診断基準の内容は、次の表に示すとおりである。

<アルコール依存症の診断基準>

ICD-10	DSM- - - TR
過去1年間に以下の6項目のうち3項目以上を同時に1ヶ月以上経験するか、繰り返し経験した場合 1. 激しい飲酒渴望 2. 飲酒コントロールの喪失 3. 離脱症状 4. 耐性の証拠 5. 飲酒中心の生活 飲酒行動に時間がかかる 6. 問題があるにもかかわらず飲酒	同じ12カ月間に以下の7項目のうち3項目以上を経験した場合 1. 耐性の証拠 2. 離脱症状 3. 飲酒コントロールの喪失 4. 飲酒コントロールの欲求 および努力の失敗 5. 飲酒行動に時間がかかる 6. 飲酒中心の生活 7. 問題があるにもかかわらず飲酒

項目番号は各診断基準の番号を示している

**有害な使用とアルコール乱用の診断基準**  
有害な使用及びアルコール乱用と診断基準は、次の表に示すとおりである。

**<有害な使用及びアルコール乱用の診断基準>**

概念	内 容
<b>有害な使用 ( I C D - 1 0 )</b>	飲酒のために当人の精神的または身体的障害が実際に存在する場合
<b>アルコール乱用 ( D S M - I V - T R )</b>	過去 12 カ月間において、以下に示す問題を 1 つでも経験した場合 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 飲酒を続けたために役割義務が果たせなくなった</li><li>2. 身体的危険のある状況で飲酒を続けた</li><li>3. 反復的に繰り返される飲酒に関係した法律的問題</li><li>4. 社会的・対人関係的問題にもかかわらず飲酒を続けた</li></ol>

## ICD-10とDSM-TRの概要

本調査研究で、アルコール依存症、有害な使用及びアルコール乱用の診断で用いた、ICD-10とDSM-TRの概要を以下に示す。なお、日本でアルコール依存症の診断に用いられているのは、ICD-10である。

### 【ICD-10】

わが国が加盟するWHOにおいて定められた分類であり、正式には「疾病及び関連保健問題の国際統計分類：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems」といい、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの記録、分析、比較を行うために国際的に統一した基準で設けられた分類のことである。

この分類は明治33(1900)年に国際統計協会により、人口動態統計の国際分類として制定されて以来、WHOが引き継ぎ、医学の進歩や社会の変化に伴いほぼ10年ごとに修正が行われて、最近の分類は、1990年にWHO総会で採択された第10回目の修正版のICD-10である。

出典資料：厚生労働省大臣官房統計情報部疾病、傷害及び死因分類の正しい理解と普及に向けて（ICD-10（2003年版）準拠）

### 【DSM-TR】

DSM(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, 4<sup>th</sup> edition)とはアメリカ精神医学会が刊行した「精神障害の診断と統計の手引き 第4版」のことであり、精神疾患を記述的類似性、病因、発症年齢に基づいて16の大きな群に分類し、個々の診断カテゴリーについては、臨床症状、亜型、随伴症状・検査所見、文化・年齢・性別特徴、有病率、経過、臨床遺伝的知見の最新の知見が系統的に記述されている。

出典資料：医学大辞典 第19版 南山堂

(3) スクリーニングテストとの相関( K A S T ・ A U D I T )

K A S T で 2 点以上であり、アルコール依存症の疑いのあるとされた 5 名のうち、医師の診断でアルコール依存症であった者は 3 名であった。A U D I T で 13 点以上であり、アルコール依存症の疑いのあるとされた 9 名のうち、医師の診断でアルコール依存症であった者は 5 名であった。また、K A S T で 2 点以上かつ、A U D I T で 13 点以上とアルコール依存症の疑いのある者 3 名は、すべての者が、医師の診断でアルコール依存症であった。

K A S T 及び A U D I T のいずれにおいても、アルコール依存症の疑いがある場合、医師の診断において、アルコール依存症となる可能性が高いと推測される。

<医師による診断結果と質問紙調査でのスクリーニングテスト結果>

No	年齢	医師の 診断結果 <sup>1</sup>	質問紙調査での スクリーニングテスト結果の点数		スクリーニングテストによる アルコール依存症疑いの状況	
			K A S T	A U D I T	K A S T <sup>2</sup>	A U D I T <sup>3</sup>
1	43		-0.6	15		
2	28		6.4	24		
3	44		-4.9	11		
4	59		-5.3	9		
5	56		-6.1	15		
6	48		-5.9	10		
7	65		-5.9	15		
8	26		5.2	21		
9	47		-5.2	21		
10	74		2.7	11		
11	27		5.4	9		
12	38		-5.9	10		
13	39		-0.2	8		
14	21		-6.1	9		
15	59		-0.4	12		
16	57		-0.8	13		
17	45		7.1	24		
18	58		0	18		

- 1 医師の診断結果 : アルコール依存症と診断された  
 2 K A S T : 2 点以上でアルコール依存症の疑いがあった  
 3 A U D I T : 13 点以上でアルコール依存症の疑いがあった

## 第5節 飲酒運転違反に係る再犯率調査の実施

### 1 方法

警察庁の運転者管理ファイルを使用して、平成15年において酒気帯び運転又は酒酔い運転（以下「酒気帯び運転等」という。）を行ったことにより、取消処分又は停止処分を受けた者であって、その後、免許を再取得し又は停止処分期間が終了し、かつ、酒気帯び運転等を行ったものの割合（再犯率）を算出した。

再犯率を算出するにあたり使用した算出式は、次のとおりである。

#### 【免許再取得者の再犯率】

$$\text{再犯率} = \frac{\text{免許再取得後 年以内の酒気帯び運転等の違反・事故登録者数}}{\text{免許再取得者数}} \times 100(%)$$

#### 【停止処分者講習を受講した者の再犯率】

$$\text{再犯率} = \frac{\text{停止処分期間終了後 年以内の酒気帯び運転等の違反・事故登録者数}}{\text{停止処分期間終了者数}} \times 100(%)$$

#### 【停止処分者講習を受講しなかった者の再犯率】

$$\text{再犯率} = \frac{\text{停止処分期間終了後 年以内の酒気帯び運転等の違反・事故登録者数}}{\text{停止処分期間終了者数}} \times 100(%)$$

## 2 算出条件

再犯率の算出に当たっては、次に掲げる条件に基づいて行った。

- (1) 再犯率調査のために使用した酒気帯び運転等の違反データは、警察庁運転者管理ファイルに保存されているが、当該違反データの保存期間は6年間であり、本調査の基準日である平成20年10月31日現在で保存されている違反データは14年11月1日以後のものであることから、再犯率のデータが最も多く残っている15年において酒気帯び運転等を行ったことにより、取消処分又は停止処分を受けた者であって、その後、免許を再取得し又は停止処分期間が終了し、かつ、酒気帯び運転等を行ったものの割合（再犯率）を算出した。
- (2) 取消5年の処分を受けた者は、最も早く運転できる時期が、平成20年1月1日以降であるため、今回の調査基準日である平成20年10月31日までの間に運転できる期間が1年未満であり、再犯可能性が著しく低いことから、再犯率算出から除外した。
- (3) 本調査では、再取得後等の再犯の状況を調査しており、処分期間中の飲酒運転による再犯状況は調査していない。

### 3 再犯率調査結果

#### (1) 停止処分者講習受講者及び未受講者の再犯率の特徴

下表に示すとおり、停止処分者講習を受けていない者の再犯率（合計）は、講習を受けた者の再犯率（合計）の約1.5倍であり、停止処分者講習の講習効果は一定程度認められる。

#### (2) 再犯時期別にみた再犯率の状況

下表のとおり、停止処分や取消処分を受けた後の再犯状況は、再犯時期による大きな差異はみられなかった。

<酒気帯び等による行政処分者の再犯率（平成15年中の処分者）>

	処分者数（人）	のうち 免許再取得数 又は 停止処分期間終了者数 (人)	のうち 免許再取得 又は 停止処分期間終了後、 酒気帯び運転等の違反・事故登録者数 (人)	再犯率（%） / × 100
取消4年	74	22	1	4.55
取消3年	979	465	11	2.37
取消2年	2,937	1,369	54	3.94
取消1年	19,468	12,218	621	5.08
停止処分者 講習を受け た者	停止長期 停止中期 停止短期	42,979 4,986 60,695	42,971 4,986 60,694	3,981 362 4,400
停止処分者 講習を受け なかつた者	停止長期 停止中期 停止短期	22,557 2,076 7,232	22,343 2,074 7,225	2,830 225 648
	処分合計	163,983	154,367	13,133
				8.51

<再犯時期別に見た再犯の状況>

	再犯率（%） 免許再取得後 又は 停止処分期間終了後 1年以内	再犯率（%） 免許再取得後 又は 停止処分期間終了後 1年超2年以内	再犯率（%） 免許再取得後 又は 停止処分期間終了後 2年超3年以内	再犯率（%） 免許再取得後 又は 停止処分期間終了後 3年超4年以内	再犯率（%） 免許再取得後 又は 停止処分期間終了後 4年超5年以内	再犯率（%） 免許再取得後 又は 停止処分期間終了 5年以内（合計）
取消4年	4.55					4.55
取消3年	1.51	0.65	0.22			2.37
取消2年	2.12	1.24	0.44	0.15		3.94
取消1年	1.76	1.54	1.11	0.61	0.06	5.08
停止処分者 講習を受け た者	停止長期 停止中期 停止短期	2.57 2.27 2.29	2.43 1.76 1.87	2.13 1.58 1.59	1.32 1.14 0.99	0.81 0.50 0.51
停止処分者 講習を受け なかつた者	停止長期 停止中期 停止短期	4.25 3.52 2.82	3.37 2.75 2.39	2.54 2.46 1.98	1.64 0.87 1.16	0.87 1.25 0.61
	処分合計	2.65	2.24	1.85	1.15	0.62
						8.51

取消5年の処分者については、免許再取得後の運転できる期間が1年未満であったため、再犯率調査から除外した。

## 第 2 章

### 諸外国における

### 飲酒運転再犯者に対する対策の調査

## 第2章 諸外国における飲酒運転再犯者に対する対策の調査

インターネット上のサイトにおいて、国内外の文献及び公表資料を収集し、調査を行った。

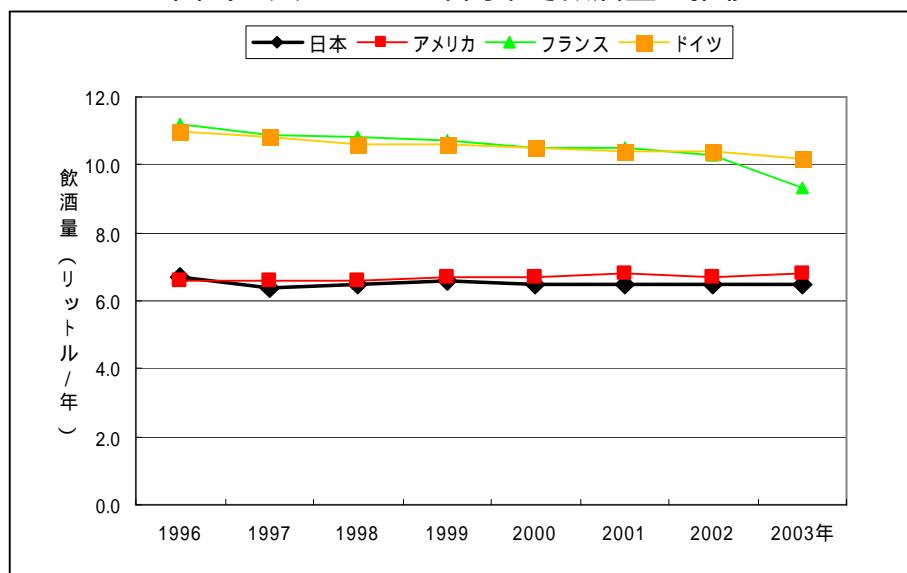
### 1 諸外国における飲酒運転に係る再犯率の状況等

飲酒運転違反者数と再犯者数により判明する再犯率を整理した。また、飲酒運転違反者と運転免許保有者数より算定した飲酒運転の違反率と飲酒運転した場合の運転できない期間についても整理した。

#### (1) 飲酒運転に係る再犯率の状況

飲酒運転に係る再犯率の状況については、下図の国民一人当たり1年間平均飲酒量が日本とほぼ同じ飲酒量であるアメリカと、日本より飲酒量が多いドイツとフランスを対象とした。

国民一人あたりの年間平均飲酒量の推移

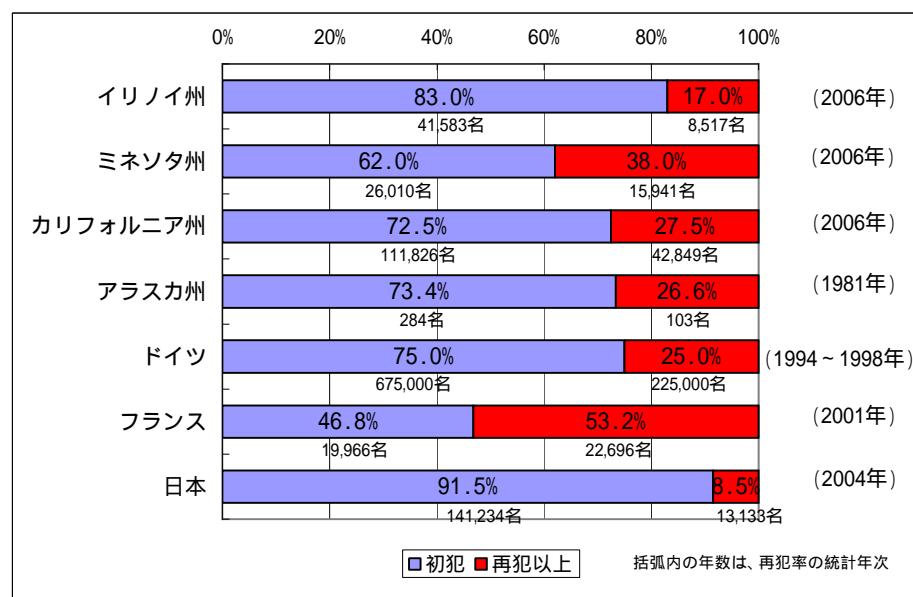


出典：財団法人健康・体力づくり事業財団 酒のしおり（国税庁）1996～2003

飲酒運転に係る再犯率は、その算定条件が異なるため、比較を行うに当たって、注意を要する。これを前提に、諸外国でみると、アメリカのイリノイ州では17.0%と、他の州に比べて、低くなっていた。なお、フランスでは再犯率が53.2%と、アメリカの州とドイツよりも高くなっていた。

また、日本の再犯率は8.5%と、諸外国に比べて低くなっていた。

### 飲酒運転に係る再犯率



### 飲酒運転に係る再犯率・違反者数・違反件数の文献資料

イリノイ州	
・出典	2008 DUI fact book
・著者	secretary of state JESSE WHITE
ミネソタ州	
・出典	Minnesota DWI Driving Drunk Driving Arrest Penalties
・該当ページ	<a href="http://www.mn-dwi.com/dwi.html">http://www.mn-dwi.com/dwi.html</a>
・著者	DAVID.J.KELLY
カリフォルニア州	
・出典	California DUI Fact Sheet
・該当ページ	<a href="http://www.dmv.ca.gov/about/profile/rd/DUI_Summary_Statistics_1996-2006.pdf">http://www.dmv.ca.gov/about/profile/rd/DUI_Summary_Statistics_1996-2006.pdf</a>
・出典元	California Department of Motor Vehicles
アラスカ州	
・出典	Alaska Misdemeanor Sentences
・出典元	Alaska Judicial Council
アメリカ政府	
・出典	REPEAT OFFENDER DEFINITION AND OTHER FEDERAL REQUIREMENTS FOR STATE DWI LAWS
・該当ページ	<a href="http://www.cga.ct.gov/2002/olrdata/tra/rpt/2002-r-0087.htm">http://www.cga.ct.gov/2002/olrdata/tra/rpt/2002-r-0087.htm</a>
ドイツ	
・出典	Wiederverurteilung von Alkoholtaetern im Strassenverkehr. Alkoholtaetern im Strassenverkehr. Blutalkohol, 39, 188-196.
・著者	Jehle, J.-M. & Kirchner, M. (2002)
フランス	
・出典	フランスにおける再犯防止策
・出典元	国立国会図書館内レファレンス 平成18年刊行分(著者 網野光明)

## 再犯の定義に関わる条件

### アメリカ

各州とも、集計にあたり再犯の定義は判明しなかった。しかし、アメリカ政府の連邦道路局の規定では、飲酒運転再犯者を、初犯から5年以内に再び有罪になった者と定義している。最近のコネチカット州法では、初犯から10年以内に再び有罪となった者を再犯者としている。

### ドイツ

裁判にかけられた、もしくは有罪判決後、刑期を終え釈放された運転者約90万人による再犯率である。再犯の定義は、1994～1998年の4年間で、再び飲酒運転での取り締まりを受けた、あるいは、飲酒運転が原因の交通事故を起こした場合としている。

### フランス

統計年次（2001年）以前の、5年以内に、飲酒運転による刑の宣告を受けた場合を、再犯と定義している。

### 日本

警察庁運転者管理ファイルの違反データが、原則として過去6年間しか保存されないことから、2003年において酒気帯び運転等を行ったことにより、取消処分又は停止処分を受けた者であって、その後、免許を再取得し又は停止処分期間が終了し、かつ、酒気帯び運転等を行ったものの割合を算出している。

## (2) 飲酒運転の違反率

各国の飲酒運転の違反率を以下の式により算定した。

$$\text{飲酒運転の違反率}^1 = \frac{\text{飲酒運転違反者の全数}^2}{\text{運転免許保有者数}^2} \times 100 (\%)$$

### 飲酒運転の違反率

国	項目	飲酒運転 違反者数(件数)	運転免許 保有者数 (自動車保有台数)	違反率
アメリカ	イリノイ州	50,100人	約800万人	0.63%
	ミネソタ州	41,951人	約300万人	1.40%
	カリフォルニア州	154,315人	約2,300万人	0.67%
	アラスカ州	387人	約49万人	0.08%
ドイツ		51,153件	約5,000万人	0.10%
フランス		42,653人	約3,600万台	0.12%
日本		51,205件	約8,000万人	0.06%

#### 1 飲酒運転の違反率の算定

アメリカは、飲酒運転違反者数と運転免許保有者数を用いて算定した。

フランスは、飲酒運転違反者数と運転免許保有台数を用いて算定した。

ドイツと日本は、飲酒運転違反件数と運転免許保有者数を用いて算定した。

#### 2 飲酒運転違反者数の統計年次と運転免許保有者数の設定

	飲酒運転 違反者数(件数) の統計年次	運転免許保有者数(自動車保有台数)の 設定方法
アメリカ	イリノイ州	2006年
	ミネソタ州	2006年
	カリフォルニア州	2006年
	アラスカ州	2006年
ドイツ		2007年
フランス		2001年
日本		2008年

### 飲酒運転に係る違反率の文献資料

#### アメリカ

- ・出典 アメリカ連邦道路局の免許保有者数のホームページ
- ・該当ページ <http://www.fhwa.dot.gov/policy/ohim/hs06/htm/dl1c.htm>

#### ドイツ

- ・出典 ドイツ連邦自動車協会の統計のホームページ
- ・該当ページ [http://www.kba.de/cin\\_007/nn\\_125344/DE/Statistik/Kraftfahrer/Fahrerlaubnisse/fahrerlaubnisse\\_node.html?\\_\\_nnn=true](http://www.kba.de/cin_007/nn_125344/DE/Statistik/Kraftfahrer/Fahrerlaubnisse/fahrerlaubnisse_node.html?__nnn=true)

#### フランス

- ・出典 内閣府の交通安全対策に関するホームページ
- ・該当ページ [http://www8.cao.go.jp/koutou/taisaku/h20kou\\_haku/pdffiles/honpen/gs\\_3.pdf](http://www8.cao.go.jp/koutou/taisaku/h20kou_haku/pdffiles/honpen/gs_3.pdf)

(参考) 飲酒運転違反をした場合の運転できない期間

アメリカ

イリノイ州の再犯率がアメリカの他の州よりも低いのは、飲酒運転による罰則の内容（運転できない期間）がアメリカの他の州に比べて厳しいためと考えられる。

飲酒運転違反をした場合の運転できない期間（アメリカ）

違反回数	イリノイ州	ミネソタ州	カリフォルニア州	アラスカ州
初犯 <sup>1</sup>	最低 1 年間	最低 30 日	1 年間	90 日
再犯	最低 5 年間	最低 180 日	2 年間	1 年間
三犯 <sup>2</sup>	最低 10 年間	最低 1 年間	3 年間	3 年間
四犯以上	永久に 運転できない	最低 2 年間	-	5 年間

1 イリノイ州は、21歳未満で初犯の場合、最低2年間は運転することはできない。

2 カリフォルニア州は、三犯以上であれば3年間は運転できない。

飲酒運転違反をした場合の運転できない期間（アメリカ）の文献資料

イリノイ州

- ・出典 2008 DUI fact book
- ・著者 secretary of state JESSE WHITE

ミネソタ州

- ・出典 Minnesota DWI Driving Drunk Driving Arrest Penalties
- ・著者 DAVID.J.KELLY

カリフォルニア州

- ・出典 California Department of Motor VEHICLES
- ・該当ページ <http://www.dmv.ca.gov/driversafety/dsalcohol.htm>

アラスカ州

- ・出典 United States DUI Laws
- ・該当ページ <http://dui.drivinglaws.org/alaska.php>

ドイツ・フランス・日本  
なお、アメリカ以外のドイツ、フランス、日本では、運転できな  
い期間は、次のとおりとなっている。

#### 飲酒運転違反をした場合の運転できない期間（ドイツ・フランス・日本）

	ドイツ	フランス	日本
初犯	呼気中 0.25mg/l 以上 0.55mg/l 未満 <b>1ヶ月の運転禁止</b>  呼気中 0.55mg/l 以上 0.8mg/l 未満 <b>免許取消</b>  呼気中 0.8mg/l 以上 <b>免許取消で、医学的 心理学的検査の受検 が必須</b>	呼気中 0.25 ~ 0.4mg/l 未満の場合は罰金と減 点のみ  呼気中 0.4mg/l 以上の 場合は、罰金、減点以 外に、最長で 3 年の免 許停止	<b>酒気帯び運転 最低 30 日間</b>  <b>酒酔い運転 免許取消</b>
再犯	呼気中 0.25mg/l 以上 0.55mg/l 未満 <b>3ヶ月の運転禁止</b>  呼気中 0.55mg/l 以上 0.8mg/l 未満 <b>免許取消</b>  呼気中 0.8mg/l 以上 <b>免許取消</b>  <b>再犯は、医学的心理学的 検査の受検が必須</b>		<b>酒気帯び運転 最低 90 日間</b>  <b>酒酔い運転 免許取消</b>  <b>3回目は酒気帯び、 酒酔いに係らず 免許取消</b>

#### 飲酒運転違反をした場合の運転できない期間（ドイツ・フランス）の文献資料

- |        |   |
|--------|---|
| ドイツ    | ドイツにおける運転者リハビリテーションの概要  |
| ・出典    | 岡村 和子 SCHMIDT-ARNDT Sandra-B.   |
| ・著者    |   |
| フランス   | フランスの日本大使館のホームページ   |
| ・出典    |   |
| ・該当ページ | <a href="http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/anzen/france-kotsuhoki.html">http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/anzen/france-kotsuhoki.html</a> |

## 2 諸外国における飲酒運転違反者に対する講習等再犯防止教育の状況 及び諸外国におけるアルコール依存症等の運転者への対策の状況

飲酒運転違反者に対する講習等、再犯防止に資する教育やアルコール依存症等の運転者への対策について、実施の主体となっている期間、対象者、実施目的、実施回数、実施期間、実施内容等を整理した。

### (1) アメリカ

治療と教育を目的としたDUIプログラムが実施されている。以下に、カリフォルニア州とアラスカ州での取組の状況を示す。

DUIプログラムの実施内容

項目	カリフォルニア州	アラスカ州
実施機関	州が認定した民間団体が行う。	裁判所が主体となり、司法局、健康福祉局、矯正局と連携して行う。
対象者	飲酒運転の違反者	
実施目的	飲酒運転を起こす原因となる生活習慣を変容させるため	-
実施回数	1週間に1回	
実施期間 <sup>1</sup>	初犯で最低3ヶ月 再犯で最低18ヶ月	アルコール依存状況の改善程度により期間の違いが生じる
1回当たりの実施時間	3時間	
実施内容	飲酒運転防止のための教育	医師の処方によるアルコール依存の薬物治療
	飲酒運転をテーマにした10人程度のグループでの話し合い	長期の禁酒を続けるため、監視プログラム
	個人カウンセリング <sup>2</sup>	禁酒のため、適切な施設へ入所
	若者を対象とした飲酒運転の悲惨さを伝えるためのプログラム <sup>3</sup>	社会復帰に向けての奉仕活動

1 : アラスカ州においては、改善の状況が見られた場合は運転免許を早期に再交付するため、実施期間を短くすることもある。また、実施期間中に違反行為があった場合には、社会奉仕の期間を延長することやアルコールの治療を入院して行うこともある

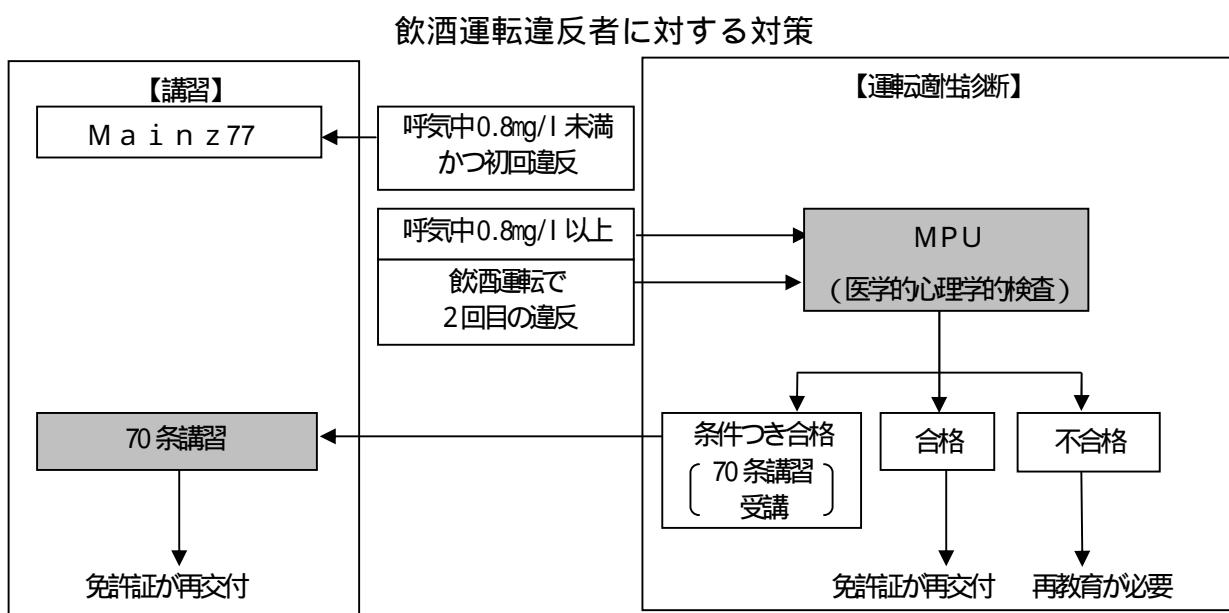
2 : カウンセラーは、状況により、医療機関の受診、解毒治療、リハビリ施設への入所、血液尿テスト、家族カウンセリング、怒りのマネジメント、DUIプログラムの追加などを提案する。また、必要な場合は、他の機関を紹介する。

3 : カリフォルニア州は、違反者の半分が30歳以下のため、飲酒運転の悲惨さを伝えるために、若者を被害者の体験談を聞く会に参加させたり、救急医療・遺体安置所で作業するプログラムを実施している。

また、カリフォルニア州で行われているような若者に飲酒運転の悲惨さを伝えるためのプログラムがイリノイ州でも行われている。イリノイ州では、若い飲酒運転者のための訪問プログラムがあり、飲酒運転の被害者を治療しているリハビリ施設やアルコール依存症患者のための施設などに訪問することや、重度のアルコール依存症の人を観察することもある。

## (2) ドイツ

ドイツにおける飲酒運転違反者に対する対策を下図に示す。



Mainz 77 is a service provided by the training implementation company, where offenders take the course voluntarily and present the certificate of completion to the court, resulting in a shorter driving ban period.

## M P U（医学的心理学的検査）

問題の程度がより深刻な運転者の運転適性を医学的、心理学的見地から判定する「個別適性判定試験」であり、法律で定められた措置である。

### M P U（医学的心理学的検査）の概要

項目	内容
実施機関	連邦政府から認定を受けたM P U実施会社
対象者	呼気中のアルコール濃度が0.8mg/l以上で飲酒運転した者 飲酒運転の再犯者
実施目的	運転適性の可否を判断するため
実施期間	半日～1日
実施内容	医師による検査、問診　問診、血圧・心拍測定、視力検査、バイオマーカー、平衡感覚の検査、血液検査、尿/毛髪検査を実施する 心理学的専門家による面接　問題の種類に応じて、問題発生の経緯、現在の状況、本人の更正に向けた努力、運転と日常生活との関連などを、1対1の面接により把握する 運転適性検査の実施　選択反応、集中力、付加耐性、検討識、危険予測といった検査から構成される 上記の3つで判断できない場合は路上運転試験も実施する。

## 70条講習

M P Uの結果、受講を指示された運転者が、運転適性を取り戻すために受講を義務付けられた講習である。運転免許証令70条に基づく措置であるため、「70条講習」と呼ばれる。

### 70条講習の概要

項目	内容
実施機関	連邦政府から認定を受けた民間の講習実施会社
対象者	M P Uを受けた後、受講必要を勧奨された者
実施目的	過去の飲酒行動、飲酒運転行動を洞察、問題行動を解決し、新たな行動パターンを身につけるため
実施期間	4週間で、合計12～18時間
実施内容	1週間に1度参加者が集まって各自の飲酒運転体験あるいは飲酒に至った個人的問題について話し合いを重ねるとともに、かつての問題行動あるいはそれに至った理由、自分がとってきた対処法等を自宅での宿題として文章化させる 終了1年後にフォローアップがある

### (3) フランス

裁判所と国立アルコール中毒予防委員会が中心となり、アルコールについて問題のある運転者の行動を評価するプロジェクト（以下 E V A C A P A とする）が行われている。その中において、実験段階の取組みとして、一部の地域で飲酒運転の再犯防止プログラムが実施された。

この飲酒運転の再犯防止プログラムは、初犯者を対象とし、参加すると飲酒運転違反による行政処分が軽減されるものである。このような条件で、参加者を募集した結果、372 名の協力を得られた。

飲酒運転の再犯防止プログラムは 1997 年の 1 年間、以下の 3 つのグループに分かれて実施された。なお、どのグループも、4 ヶ月目と 11 ヶ月目に医師による指導面談があった。

飲酒運転再犯防止に関わる主題は課されて自主的に学習するグループ

10 名程度の人数で、飲酒が身体に及ぼす影響、飲酒運転の危険さに関する講習を受講するグループ（講習は 5 回で各 2 時間）

心理学や飲酒についての専門家の面談を受けるグループ

プログラムを終了した後 3 年以内に飲酒運転をした者の再犯率は、10.5%（40 名が再犯）で、「(1) 諸外国における飲酒運転に係る再犯率の状況」で示したフランスの国全体での再犯率（53.2%）より、著しく低くなっている。

なお、この飲酒運転の再犯防止プログラムは、フランス全体ではまだ実施されていない。

(4) オーストラリア

ニューサウスウェルズ州では、飲酒運転再犯防止策として、以下に示す2つのプログラムが実施されている。

ニューサウスウェルズ州での飲酒運転再犯防止策

分類	NSW Alcohol Interlock Program & Drink-less Program インターロック＆ドリンクレス（節酒）プログラム	NSW Sober Driver Program ソーバー・ドライバー・プログラム
実施機関	道路交通局	矯正局
対象者	飲酒運転違反で重罪判決を受けた者 裁判所により免許停止処分を受けた者 ただし、参加は自由意志による	18歳以上で、5年以内に飲酒運転で有罪になったことがある飲酒運転再犯者
期間と時間	インターロックの期間は裁判所が決定（最低で1年）	9週間で週1回実施 1回2時間
実施内容	インターロック運転免許を取得申請するため、免許停止期間終了の28日より前に、医師の診察を受けなければならない。 医師の診察は、シドニー大学で訓練を受けた医師にされなければならない。 診断の内容は、5分程度のアルコール摂取の調査と、医師との短い面談がある。 面談終了後、その医師からポケットサイズの節酒の冊子を受け取る。 面談で問題があった場合には、医者とアルコールの問題について、話し合いをする機会が設けられる。 インターロック運転免許の取得申請者は、診察についての証明書を得なければならず、診察終了時に、医師は証明書に署名する。	参加者にアルコールについて正確な情報を提供する。 体内へのアルコールの短期、長期の影響を説明する。 アルコールが安全運転のための人の能力への影響（作用）を説明する。 飲酒運転が自分自身と地域社会に与える影響について、参加者に理解をさせる。 安全運転のために必要な技術・心構え及び生活態度を身につけさせる。

## 飲酒運転違反者に対する講習等再犯防止教育と治療に関する文献資料

### アメリカ

#### カリフォルニア州

- ・出典 カリフォルニア州の飲酒運転再犯システム
- ・出典元 ASK ( アルコール薬物問題全国市民協会 )

### アラスカ州

- ・出典 アメリカの飲酒運転対策
- ・出典元 国立国会図書館内レファレンス 平成19年刊行分 (著者 大月晶代)

### ドイツ

- ・出典 ドイツにおける運転者リハビリテーションの概要  
岡村 和子、SCHMIDT-ARNDT Sandra-B.

- ・出典 ドイツの飲酒運転者対策 医学的心理学的検査における運転適性の判断基準  
岡村 和子、SCHMIDT-ARNDT Sandra-B.

### フランス

- ・出典 飲酒運転再犯防止に関する資料
- ・出典元 国立科学研究所

- ・出典 国立アルコール中毒予防委員会 (ANPAA) のホームページ  
[http://www.anpaa.asso.fr/html-fr/milieu/alcool\\_ou\\_sante\\_articles/f\\_milieu\\_recherche\\_evacapa.html](http://www.anpaa.asso.fr/html-fr/milieu/alcool_ou_sante_articles/f_milieu_recherche_evacapa.html)

- ・出典 ブサンサンの広報資料 (1998年5月)
- ・該当ページ [http://www.besancon.fr/gallery\\_files/site\\_1/346/348/364/8812/8813/A9805013.PDF](http://www.besancon.fr/gallery_files/site_1/346/348/364/8812/8813/A9805013.PDF)

### オーストラリア

- ・出典 ニューサウルズウエルズ州道路交通局の  
アルコールインターロックプログラムに関するホームページ  
<http://www.rta.nsw.gov.au/roadsafety/alcoholdrugs/interlock/>  
[http://www.rta.nsw.gov.au/roadsafety/downloads/alcohol\\_interlock\\_information.pdf](http://www.rta.nsw.gov.au/roadsafety/downloads/alcohol_interlock_information.pdf)

- ・出典 ニューサウルズウエルズ州自動車事故局の  
ソーバー・ドライバー・プログラムに関するホームページ  
<http://www.maa.nsw.gov.au/default.aspx?MenuID=160>

- ・出典 オーストラリア首都圏のアルコールと薬物財団の  
ソーバー・ドライバー・プログラムに関するホームページ  
<http://www.adfact.org/PDF/SoberDriverProgram.pdf>  
<http://www.adfact.org/ServicesSoberDriver.htm>

- ・出典 オーストラリア・ニューサウルズウエルズ州の飲酒運転再犯防止対策  
ASK ( アルコール薬物問題市民協会 )

# 第 3 章

## 本調査研究のまとめ

## 第3章 本調査研究のまとめ

### 第1節 調査結果の分析

#### 1 質問紙調査結果の分析

飲酒運転再犯者は、警察の取締りを受けたか否かにかかわらず、過去に行った飲酒運転の回数は、1～4回が49.0%と最も多い。また、5回以上飲酒運転を行ったことがあると回答したものも、46.1%と高い割合を占める。

さらに、飲酒運転再犯者で、過去に飲酒運転が原因となる交通事故を起こしたことのある者は、19.6%と高い割合を示している。

項目	回答者全体 N=3498	飲酒運転違反者 N=177	飲酒運転再犯者 N=102
属性	性別	男性が88.9%	男性が90.4% 男性が93.1%
	年齢	30代が27.3%	30代が29.4% 30代が32.4%
	職業	管理的職業従事者が17.8%	管理的職業従事者が35.3% 管理的職業従事者が20.6%
	1ヵ月当たりの運転頻度	20日以上が70%以上	20日以上が70%以上 20日以上が70%以上
	運転目的	通勤通学が34.0%	通勤通学が46.3% 通勤通学が46.1%
飲酒運転の状況	飲酒運転の回数	0回が70.1%	1～4回が40.7% 1～4回が49.0% 5回以上が46.1%
	1ヵ月当たりの飲酒運転の頻度	0回が75.7%	1～4回が47.5% 1～4回が53.9%
	検挙経験がある割合	12.3%	57.6% 100.0%
	事故経験がある割合	3.1%	13.0% 19.6%
	飲酒運転をしている者の車への同乗がある割合	36.5%	41.8% 52.0%
	飲酒運転についての道路交通法の改正内容を知っている割合	94.7%	90.4% 94.1%

飲酒運転の回数は、警察の取締りを受けたか否かにかかわらない。

飲酒運転再犯者は、アルコール依存症の疑いのあるものが、K A S T で 34.3%、A U D I T で 40.2% と非常に多い。このほか、飲酒運転再犯者は、アルコール依存症の疑いがあった場合の治療を希望する割合が高く、アルコール依存症治療への関心が高い。

項目		回答者全体 N=3498	飲酒運転違反者 N=177	飲酒運転再犯者 N=102
アルコール 依存症の スクリーニング テスト	K A S T で 2 点以上 <sup>1</sup>	10.8%	25.4%	34.3%
	A U D I T で 8 点以上 <sup>2</sup>	28.9%	55.4%	65.7%
	A U D I T で 13 点以上 <sup>1</sup>	12.7%	32.2%	40.2%
アルコール 依存症に による通院歴	通院歴がある割合	0.3%	1.1%	2.0%
	アルコール依存症の 疑いがあった場合の 治療を希望する割合	40.6%	53.7%	52.9%
	相談に行く窓口を 知っている割合	17.4%	22.6%	21.6%

1 : アルコール依存症疑いの基準

2 : 危険な飲酒行動の疑いの基準

## 2 面接調査結果の分析

面接調査の対象は、飲酒運転再犯者又は過去受講者（P16参照）であり、飲酒運転を繰り返し行った者である。

調査の結果、これらの者は、今回又は過去に、処分者講習を受けてい る者であるが、飲酒運転の危険性に関する知識などの理解が不十分である傾向にあり、完全な講習効果が発揮されていない状況にある。

### 飲酒運転の危険性に関する知識【質問した4項目】

- ・飲酒の量により、人間の酔いの状態が変わること
- ・飲酒した後に運転すると、判断が鈍ること
- ・飲酒した後に運転すると、視野がせまくなること
- ・飲酒量によっては、翌日も取締り基準を上回るアルコールが残ること



4つの内容全てを知っていた人が 76%

N=94(回答者数)

### 講習で記憶に残っている内容【質問した4項目】

- ・飲酒運転は、重大な事故を引き起こす原因となること
- ・飲酒運転時に事故を起こすと、重大な刑事・行政・民事上の責任が発生すること
- ・飲酒により感情の高ぶりを抑えられなくなること
- ・飲酒量により運転に必要な判断力や運動能力が低下すること



4つの内容の全てが記憶に残っていた人が 77%

N=94(回答者数)

### 前回講習後の自己の運転に対する評価【質問した3項目】

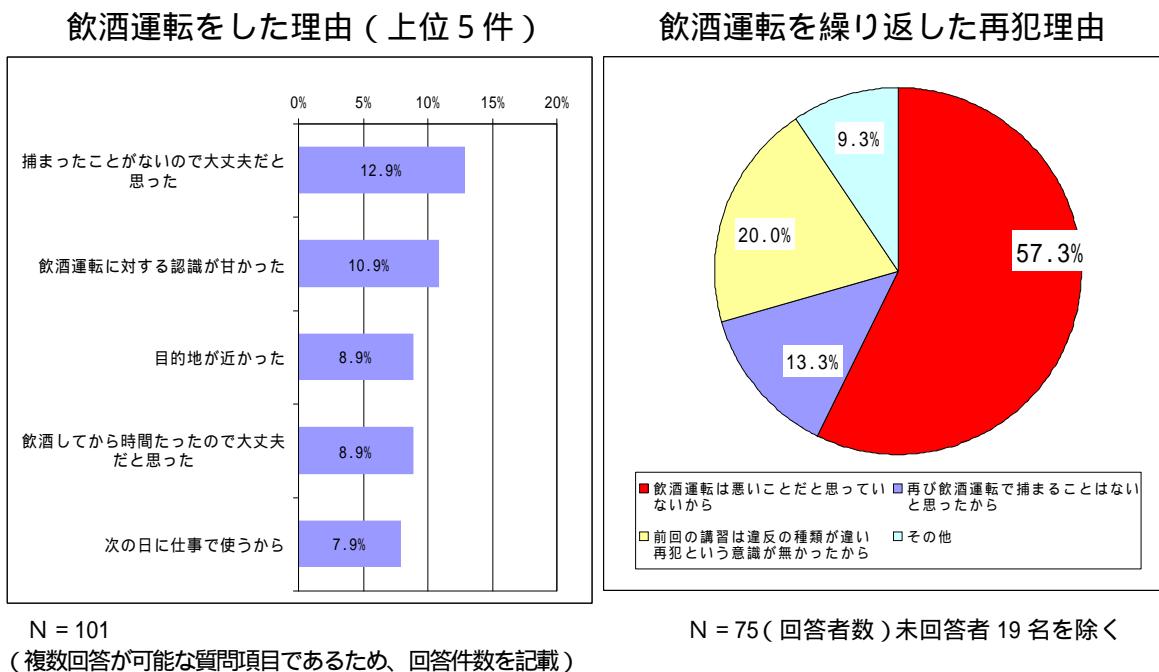
- ・お酒を飲む機会について
- ・飲酒後帰宅するときの移動手段について
- ・飲酒運転回避行動について



全ての項目で、講習による行動の改善を考えていた人が 58%

N=64(前回、講習を受けていた者の数)

また、次のとおり、飲酒運転の再犯理由を「飲酒運転は悪いことだと思っていないから」と回答するものが全体の57.3%を占めるなど、飲酒運転が悪いことであるという認識が欠けており、飲酒運転に関する規範意識が欠如している傾向が見られる。



### 3 医師による診断結果の分析

#### (1) 飲酒運転再犯者の診断結果

医師の診断の協力が得られた飲酒運転再犯者 6 名中、アルコール依存症の者は 2 名、 I C D 10 の「有害な使用」と判定された者は 2 名、 D S M の「アルコール乱用」と判定された者は 2 名であり、飲酒運転再犯者は飲酒行動に問題のある傾向がみられた。

#### (2) スクリーニングテストの信頼性

K A S T 、 A U D I T いずれのスクリーニングテストにおいても、アルコール依存症の疑いがあるとされた者 3 名は、医師の診断でもアルコール依存症と診断されていることから、スクリーニングテストの結果により、一定程度アルコール依存症の疑いの有無を判定することができると認められる。

### 4 再犯率調査結果の分析

停止処分者講習を受けた者の再犯率は、停止処分者講習を受けなかつた者のそれと比べ、低い傾向がみられたことから、現在の処分者講習には、再犯防止効果がある程度認められる。

しかしながら、処分者講習受講後の再犯率の経年変化をみると、経年による再犯率の差異は大きいものではないため、講習の再犯防止効果の程度は十分ではない。

### 5 文献等調査結果の分析

アメリカの D U I プログラムや、ドイツの 70 条講習等では、長期間にわたって複数回の教育が行われており、講習内容は、心理学者による講義、飲酒運転をテーマとしたディスカッション等、飲酒運転違反者に対するきめ細かい教育が行われている。

	アメリカ	ドイツ	オーストラリア
期間	3ヶ月以上	4週間	9週間
頻度	1週間に1回	不明	1週間に1回
ディスカッション	テーマ 「飲酒運転」	テーマ 「飲酒運転」 テーマ 「問題飲酒行動」	不明

## 第2節 本調査研究委員会による提言

本章では、本調査研究の結果を分析した上で、飲酒運転違反者が受講する処分者講習に取り入れるべき事項、具体的改善方策及び今後の課題について提言する。

### 1 処分者講習の現状

現在、我が国において、飲酒運転違反者が受ける処分者講習は、取消処分者講習と停止処分者講習がある。

取消処分者講習は、運転免許の取消処分を受けた者が、新たに免許を受ける際に受講する講習である。その具体的な内容は、カウンセリング、自動車等の運転や運転シミュレーターの操作による運転適性指導、ディスカッション等であり、少人数のグループ編成で、2日間にわたり、合計13時間が行われる。都道府県によっては、この取消処分者講習に、飲酒学級を設置し、通常の取消処分者講習と比べ、飲酒運転の危険性について重点的に教育している例があるが、その取組みは一部にとどまる。

一方、停止処分者講習は、運転免許の停止処分を受けた者の申出により行われる講習であり、これを受講した場合は、停止処分期間が短縮される。その講習内容は、自動車等の運転や運転シミュレーターの操作による運転適性指導、ディスカッション等である。取消処分者講習と異なり、講習時間は、運転免許の効力の停止の期間に応じて、短期講習（6時間）、中期講習（10時間）、長期講習（12時間）に分かれており、飲酒ゴーグルやシミュレーターを使用した指導、断酒会の構成員による講話等、飲酒運転の危険性に関する講習が実施されているが、そのような指導に充てられる時間が十分であるとは言えない状況にある。

### 2 講習の改善の方向性

#### (1) 繼続的な指導

質問紙調査では、飲酒運転再犯者が、飲酒運転違反者の57.6%を占めている（5ページ参照）。また、調査では、飲酒運転再犯者が過去に行つた飲酒運転の回数は、警察の取締りを受けていないものも含めると、5回以上行つた者は飲酒運転再犯者全体の44.1%を占め、15回以上と回答した者も20.6%を占めた（9ページ参照）。

過去に最も多いときの飲酒運転の頻度についても、警察の取締りを受けていないものを含めると、飲酒運転再犯者は、過去に最も多いときで、1か月に5日以上と回答した者が13.8%を占める。

以上の点から、飲酒運転再犯者は、常習的に飲酒運転を行っている

傾向がみられる。

加えて、質問紙調査では、飲酒をした場合に重い刑事罰や行政処分を受けることを知っているものの、飲酒運転再犯者の半数が飲酒運転をしている車に同乗したことがあると回答している（11 ページ参照）。

また、面接調査では、飲酒運転の再犯理由を、「飲酒運転は悪いことだと思っていないから」と回答する者が飲酒運転再犯者全体の 57.3%（22 ページ参照）を占め、処分者講習を以前受けたことがあるにもかかわらず、飲酒運転をしたことに対する反省の意識がみられず、規範意識が低い傾向にある。

現在の取消処分者講習は 2 日で 13 時間の講習にとどまるが、諸外国では、アメリカのカリフォルニア州の DUI プログラム、ドイツの 70 条講習、オーストラリアのソーバードライバープログラムのように、長期間にわたって複数回の教育（53 ページ参照）が行われているところであり、上記のような飲酒運転再犯者の状況に鑑みて、一定期間における複数回の講習を実施し、飲酒運転違反者の規範意識を改善し、飲酒運転の再犯を防ぐことが必要である。

## （2）アルコールスクリーニングテストの導入

質問紙調査の結果、飲酒運転再犯者は、アルコール依存症の疑いが高い傾向（50 ページ参照）にあり、また、アルコール依存症には至らないが飲酒行動に問題がある者が多く、飲酒運転の再犯理由の一つには、飲酒行動に問題があることが考えられる。

このため、飲酒運転違反者に対する処分者講習において、アルコールスクリーニングテストを導入し、受講者に自らのアルコール依存の程度を自覚させ、アルコール依存症に関する知識、アルコール依存症の治療を受けることができる医療機関、アルコール依存症に関する相談窓口を教示し、アルコール依存症、問題飲酒行動の原因、治療に関する正確な知識を習得させ、受講者の飲酒行動の是正を図ることが必要である。

## （3）飲酒運転をテーマとしたディスカッションの実施

諸外国においては、アメリカのカリフォルニア州で実施されている DUI プログラムやドイツで実施されている 70 条講習のように、飲酒運転や問題飲酒行動等をテーマとしたディスカッションが行われているところであり（53 ページ参照）飲酒運転に関する知識の共有や規範意識の醸成を図るために、こうした手法の導入が効果的であると考えられる。

### 3 具体的改善方策

#### (1) 取消処分者講習の改善方策

平成 19 年の道路交通法改正により、飲酒運転の厳罰化が行われることとなり、平成 21 年 6 月から飲酒運転の基礎点数の引き上げが行われる。

その具体的な内容は、前歴の有無や累積点数によって異なるが、前歴がなく、また、累積点数がない場合には、次のとおりとなる。

##### 酒酔い運転

【現行】 免許取消（欠格期間 2 年）

事故を起こした場合は 2 ~ 5 年

【改正後】免許取消（欠格期間 3 年）

事故を起こした場合は 3 ~ 7 年

##### 酒気帯び運転（0.25 以上）

【現行】 免許停止（90 日）

【改正後】免許取消（欠格期間 2 年）

酒気帯び運転（0.25 未満）

【現行】 免許停止（30 日）

【改正後】免許停止（90 日）

事故を起こした場合、免許取消

これにより、改正後は、酒気帯び運転（0.25 以上）の違反者<sup>1</sup>は、前歴や累積点数の有無にかかわらず、取消処分を受けることとなり、また、酒気帯び運転（0.25 未満）の違反者<sup>2</sup>も、事故を伴うものであれば、取消処分を受けることとなることから、今後、飲酒運転を理由として取消処分者講習を受講する者が増加することが見込まれる。

1：平成 20 年中の酒気帯び運転（0.25 以上）の違反件数 26,531 件

2：平成 20 年中の酒気帯び運転（0.25 未満）の違反件数 22,736 件

したがって、今後は、免許を再取得した際に、再び飲酒運転を繰り返さないよう、取消処分者講習を充実させることが重要な課題となる。そのためには、例えば、数ヶ月で複数回（例：3 ヶ月程の期間内に 6 回程度）の講習を実施するなどして、飲酒運転違反者に対する継続的な指導を行うことが考えられる。

また、講習には、スクリーニングテストを導入し、受講者に自らのアルコール依存の程度を自覚させるとともに、飲酒運転の危険性・悪質性や問題飲酒行動による失敗談等をテーマとしたディスカッション

を行い、飲酒運転に関する知識の修得や飲酒運転に対する問題意識を共有することなどが考えられる。

さらに、各講習の冒頭には呼気検査を実施するなどして、受講者の飲酒行動の改善程度を確認するとともに、受講者に断酒する機会を与えることも一つの方策であると考えられる。

## (2) 停止処分者講習の改善方策

停止処分者講習においては、取消処分者講習と同様に、スクリーニングテストを導入するとともに、飲酒運転の危険性、悪質性をテーマとしたディスカッションを実施し、飲酒運転違反者の飲酒行動のは正や、飲酒運転に対する規範意識の醸成を図るべきである。

## 4 今後の課題

### (1) 新たな取消処分者講習の試行実施

第3節「具体的改善方策」のとおり、飲酒運転違反者に対する取消処分者講習の改善方策は、長期間にわたり継続的な指導を行うものであることから、取消処分者講習のカリキュラムの見直しが必要となる。このため、取消処分者講習の試行実施を行い、効果検証を行う必要がある。

平成21年度の調査研究においては、飲酒運転違反者を対象とした取消処分者講習のカリキュラム試案を作成し、その試行実施を行うことが課題である。

### (2) スクリーニングテストの結果に基づく指導方法の検討

第3節「具体的改善方策」のとおり、飲酒運転違反者に対する処分者講習の具体的改善方策として、スクリーニングテストの導入をあげている。

AUDIT及びKASTはいずれも、医師や看護師が患者のアルコール依存の程度を把握し、節酒・断酒のための指導を行うために開発されたものであるが、患者自身がアルコール依存の程度を把握することも可能である。

しかし、スクリーニングテストの結果に基づき、講習の中でどのように指導すべきかという点については、現在、統一的なものはないため、(1)の試行実施とともに検討していく必要がある。

## 5 長期的課題

質問紙調査の結果、調査研究の結果においては、飲酒運転の再犯理由

の一つとして、飲酒行動に問題があることや規範意識が低い傾向にあつたが、限られた時間における講習のみでは、飲酒行動の改善や規範意識の向上を十分に達成することが困難な場合もあると考えられる。

したがって、常習飲酒運転者対策を推進するためには、講習以外の方法についても検討していく必要がある。

具体的には、飲酒運転により刑事施設に収容された経験のある者のうち再び飲酒運転を行ったものや、過去に飲酒運転の違反歴が複数回あり、常習飲酒運転者であることが明白である者のように、講習によって再犯防止が期待できない疑いの高い者については、アルコールインターロックの設置を義務づけたり、医療機関におけるアルコール依存症の治療を義務づけるなどの措置が必要になることも考えられる。